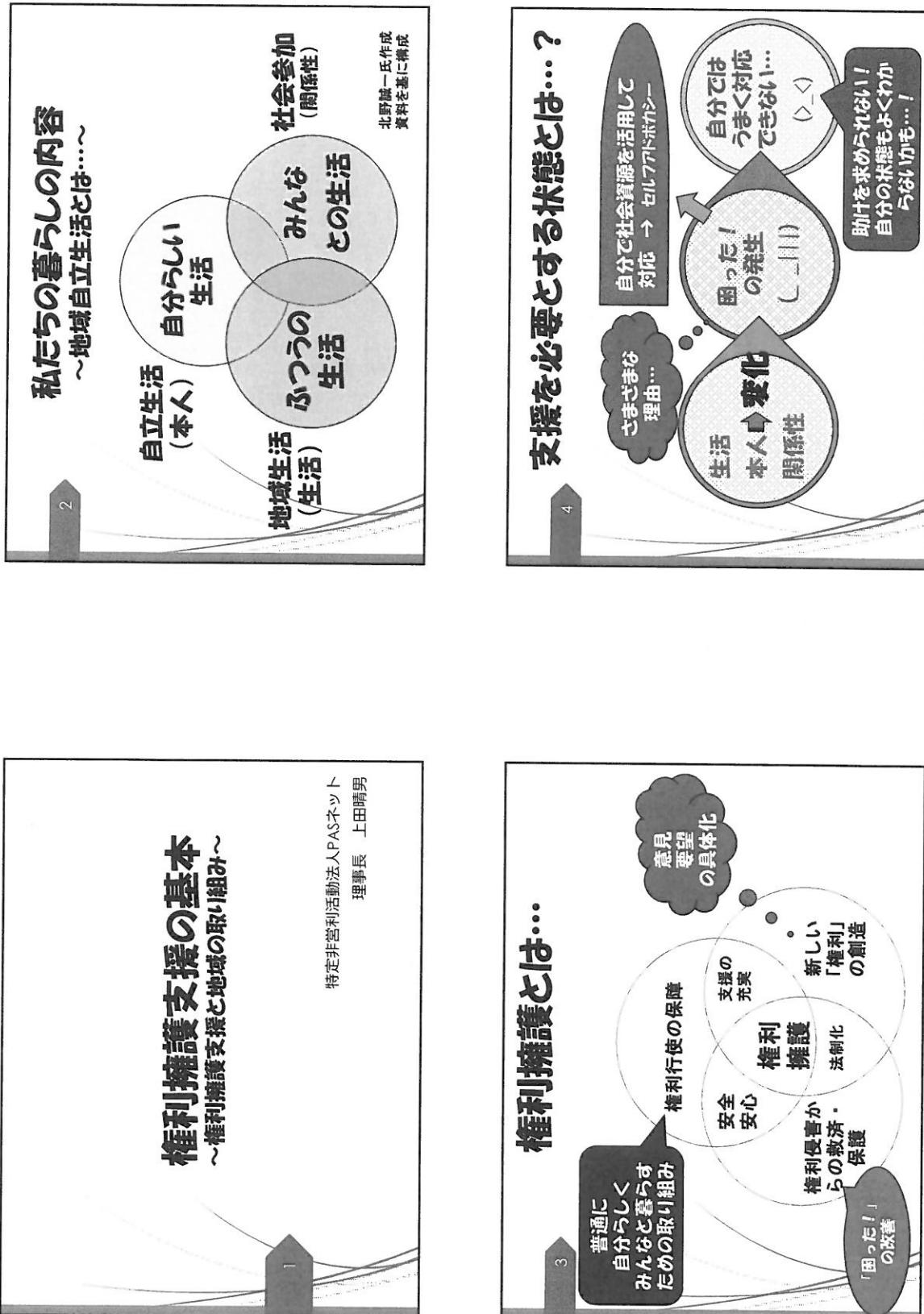
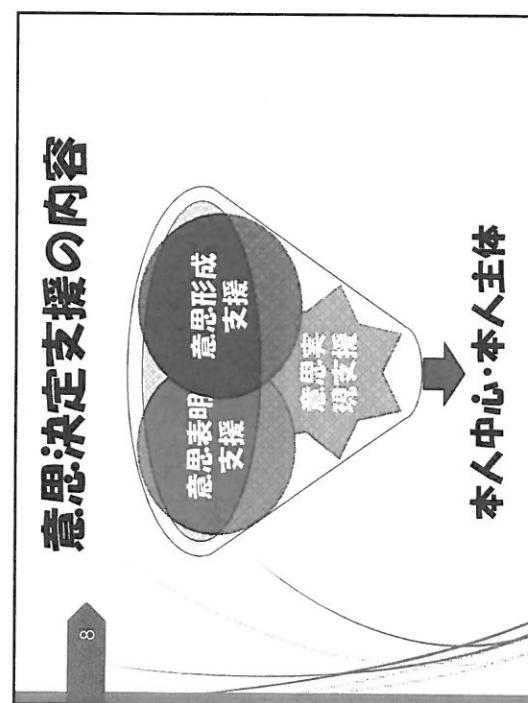
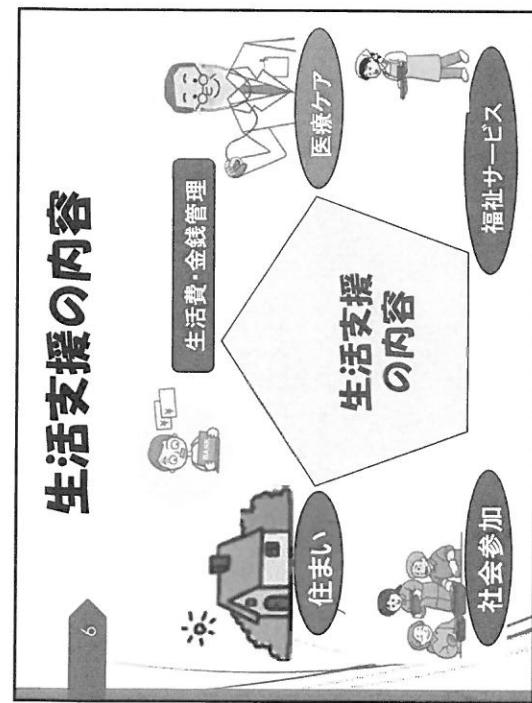
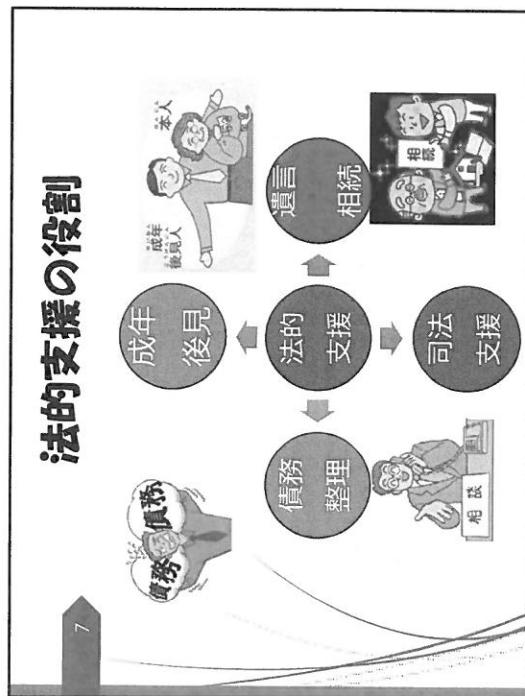
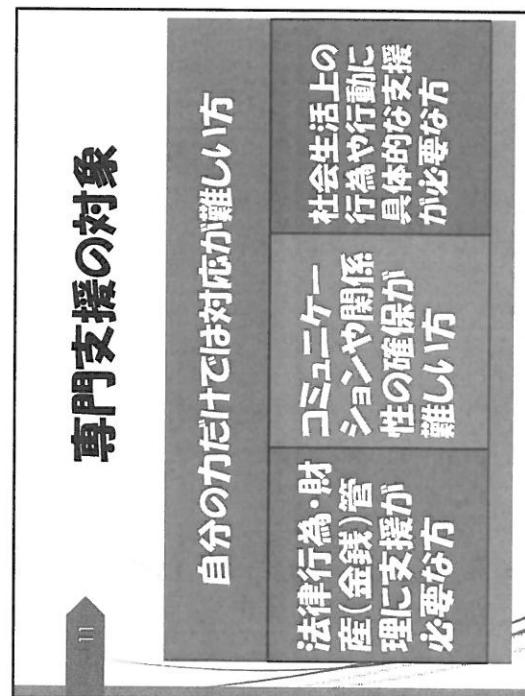
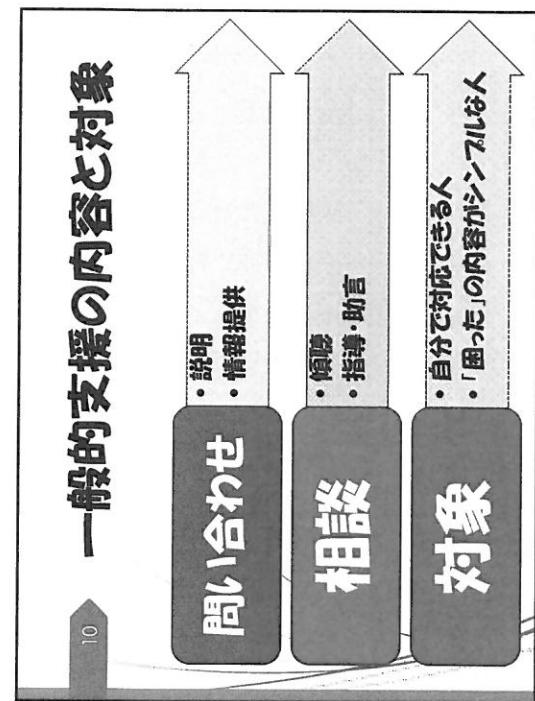
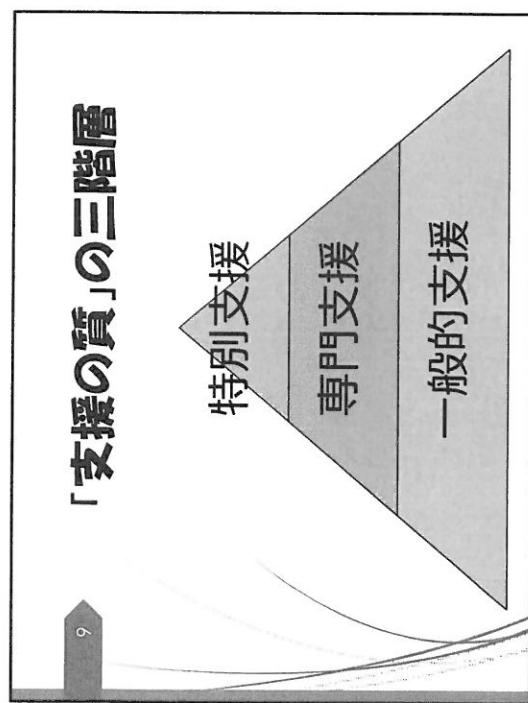


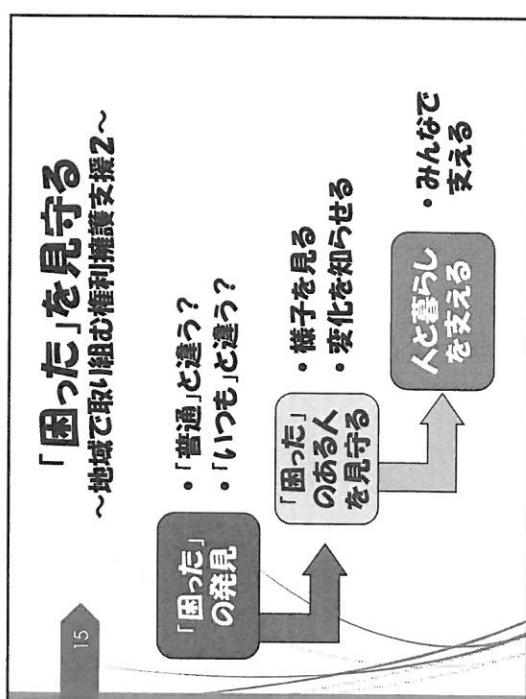
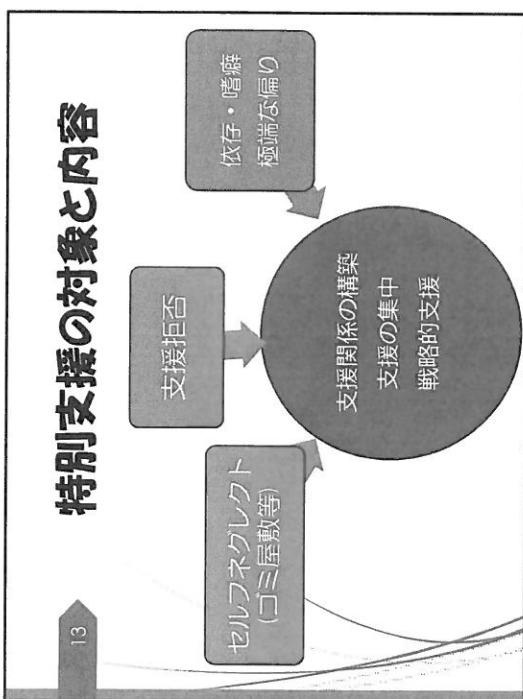
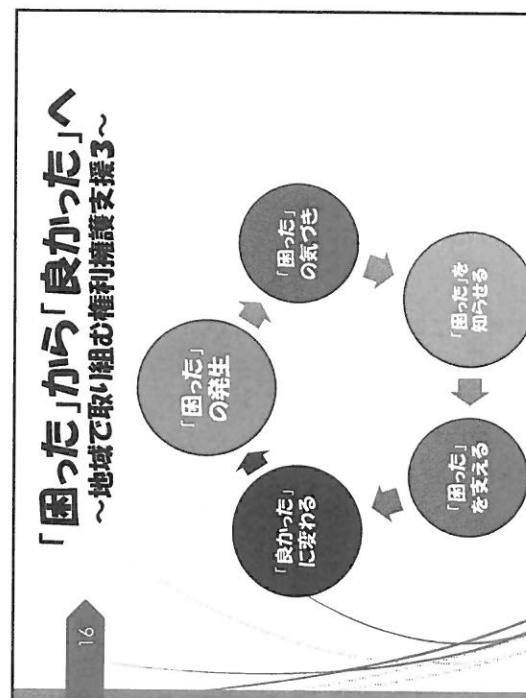
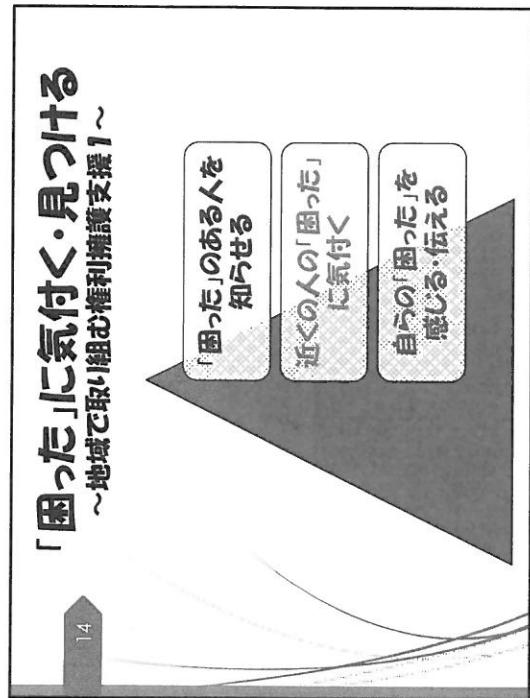
# (資料) 研修配布資料

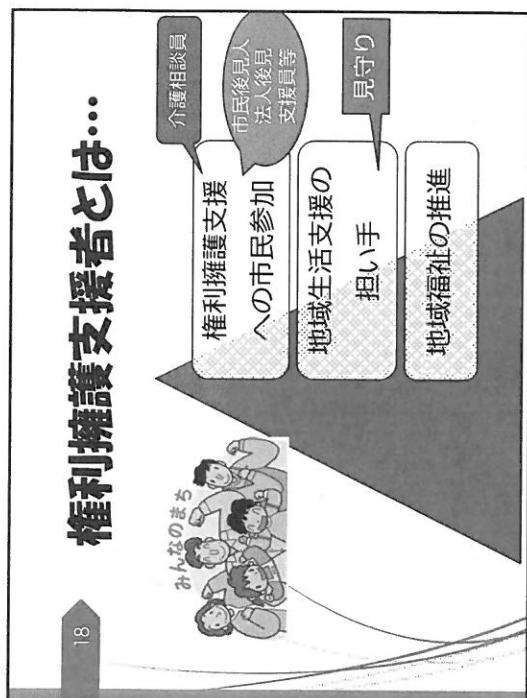
1、 8月4日 新潟県魚沼市

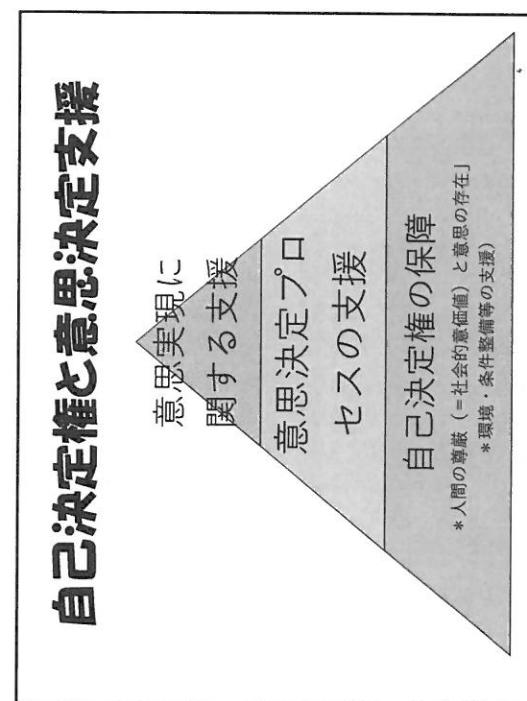
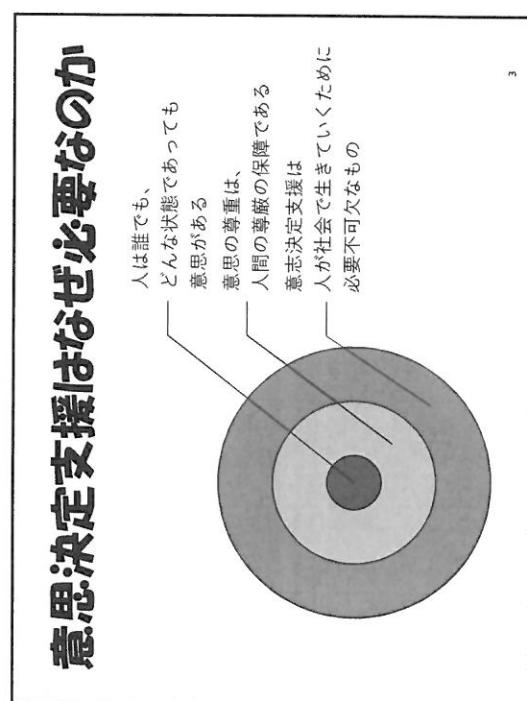
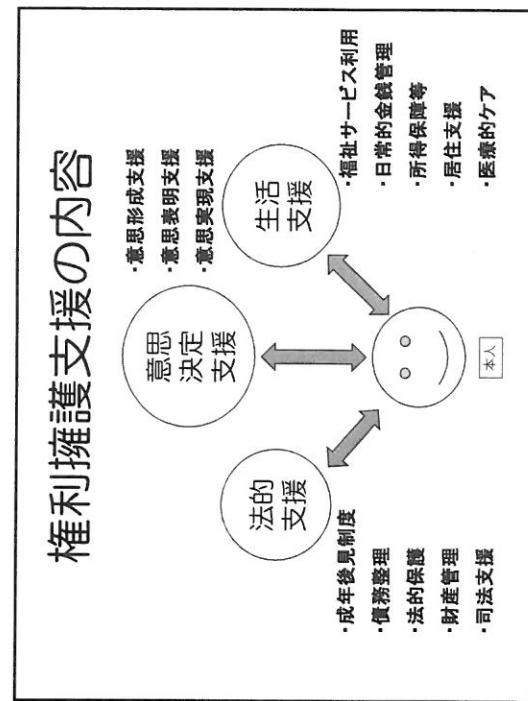
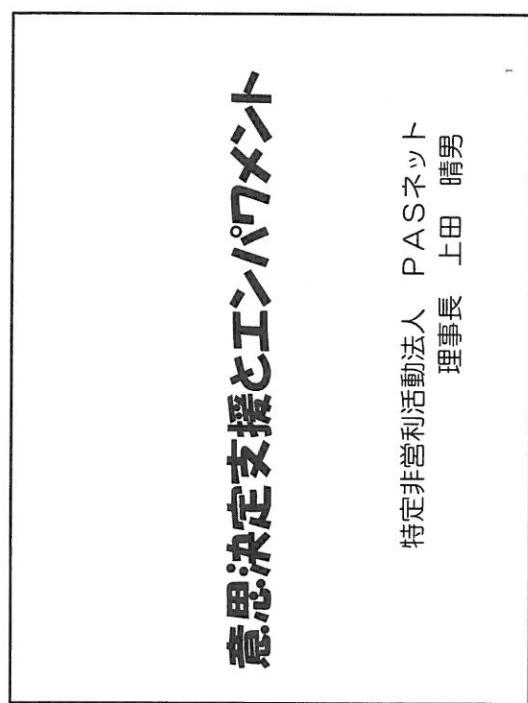


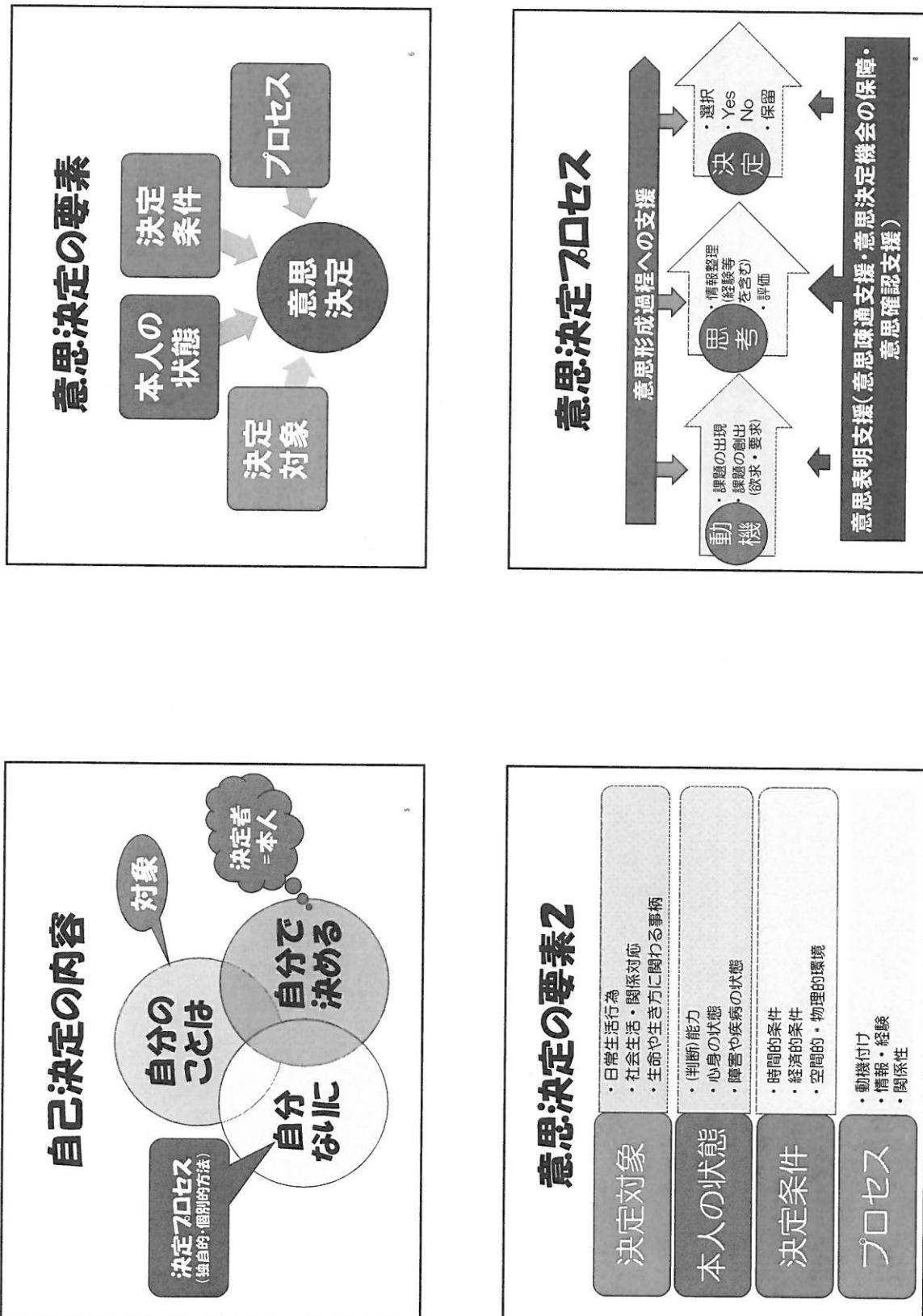


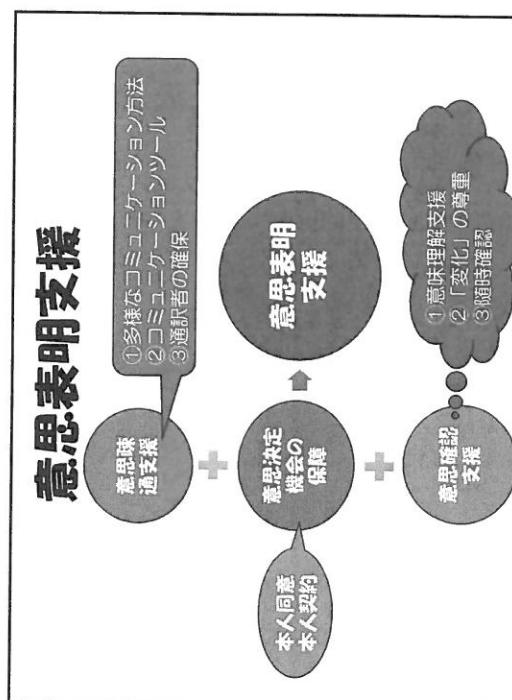
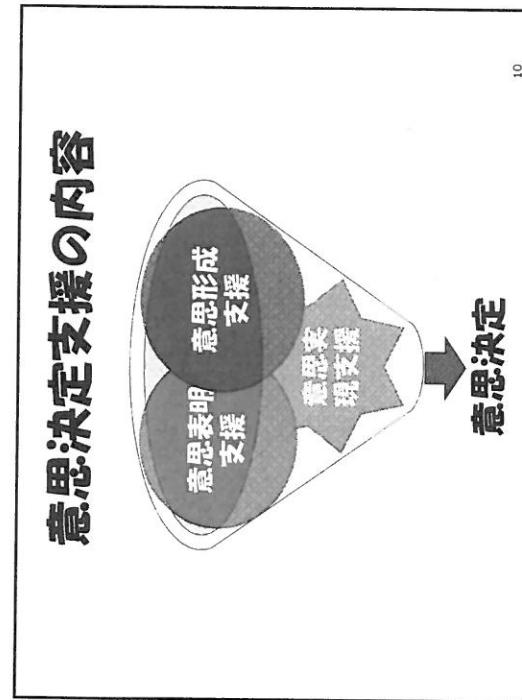
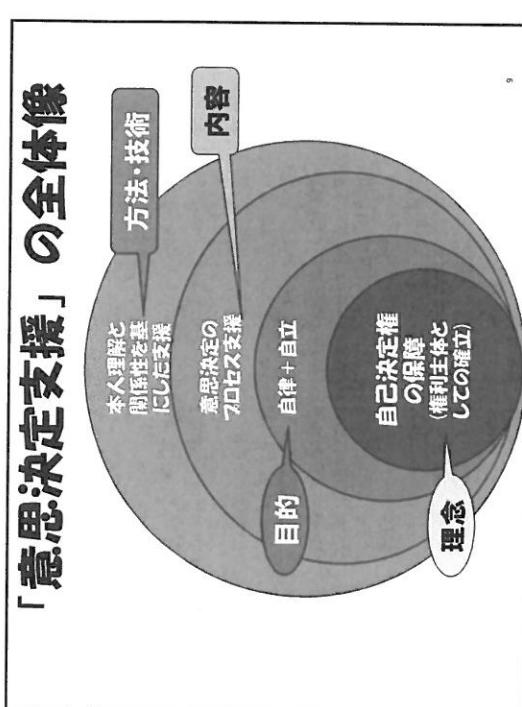


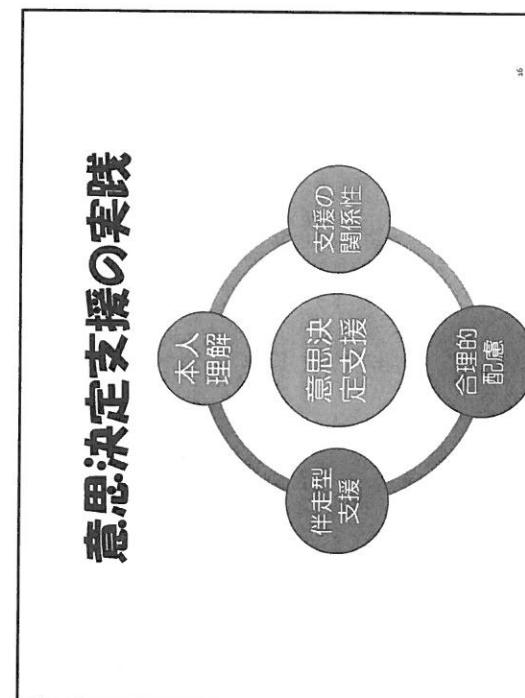
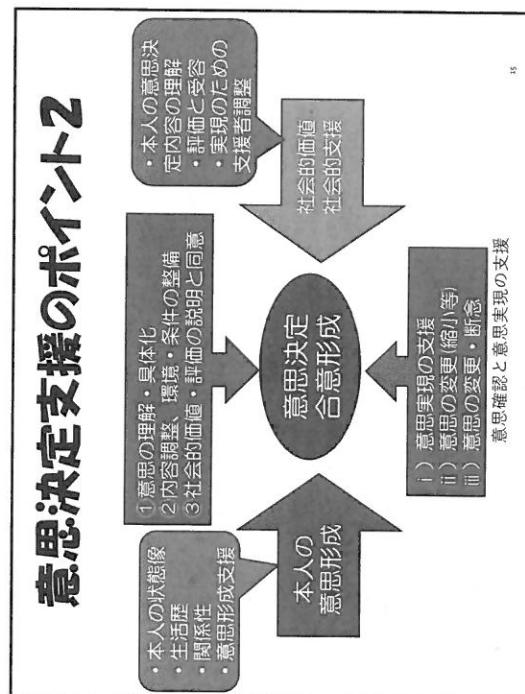
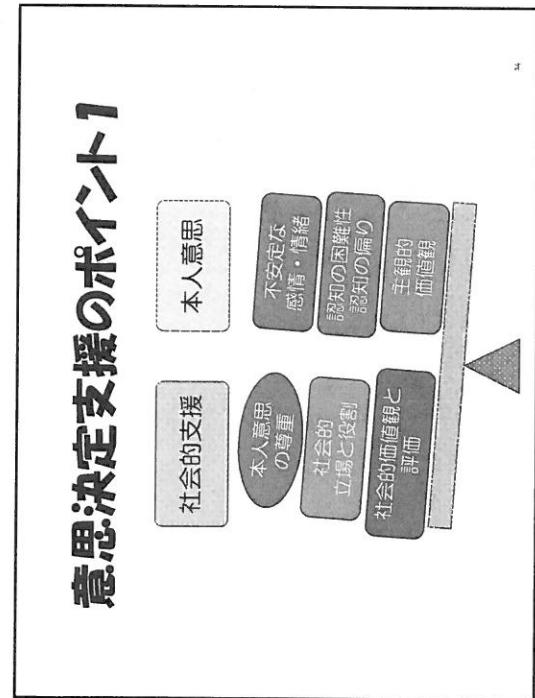
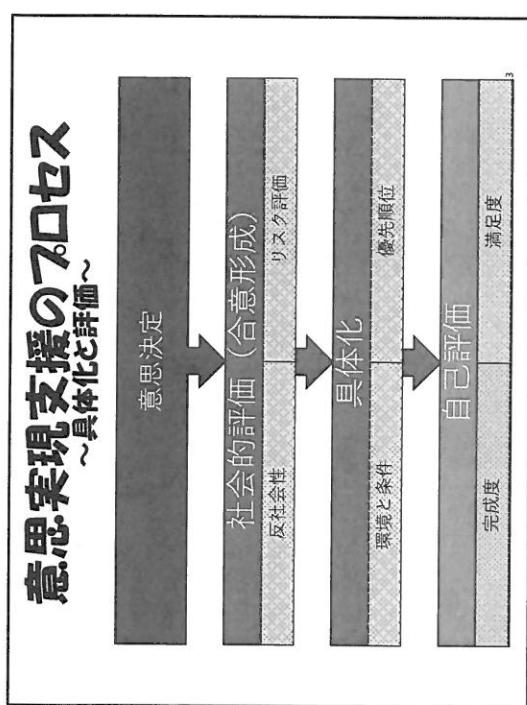


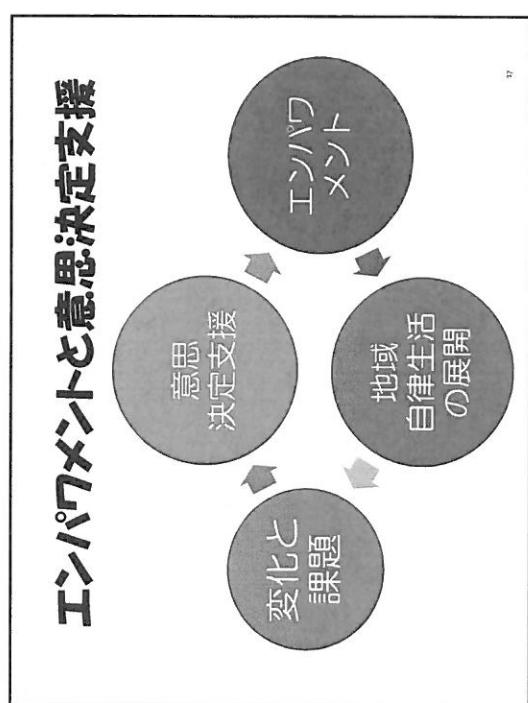






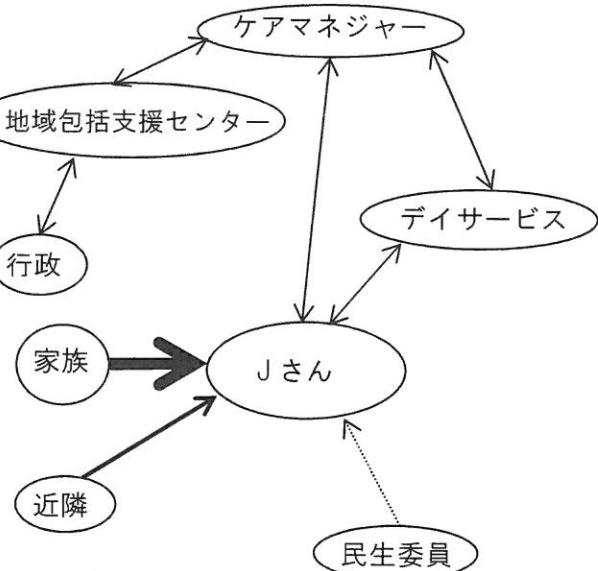
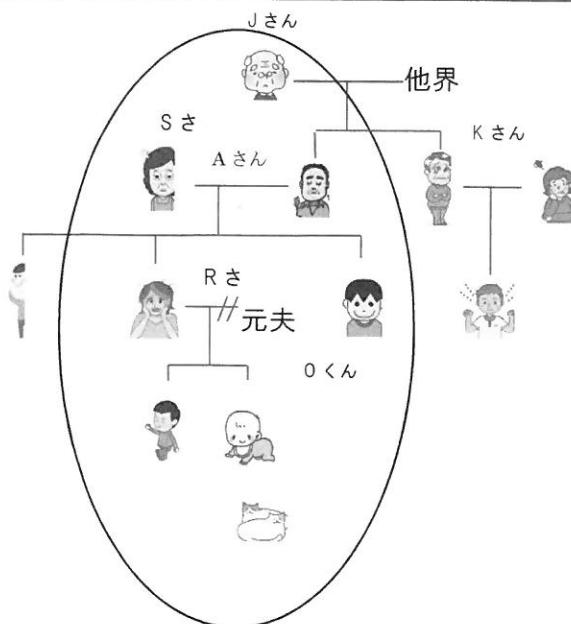






## 権利擁護支援従事者養成講座事例検討

### Jさんと家族の支援(「見立て」と組み立て)を考えよう



#### Jさん

78歳 アルツハイマー型認知症。要介護3 認知症自立度Ⅱb  
60歳まで運送会社で勤め定年。3年前に認知症発症。趣味はカラオケ。週1回デイサービス利用。  
温厚で穏やかな性格。 年金14万／月

#### Aさん

51歳 5年前企業をリストラされる。その後アルバイト。アルコール依存症。8万／月給。  
気性が荒い性格。

#### Sさん

49歳 うつ病で治療中。

#### Rさん

22歳 元夫との間に4歳と1歳の子あり。無職。

#### Oくん

20歳 知的障がい 療育手帳B判定  
特別支援学級卒業後、近所の作業所で働いている。 1万／月給。

#### Jさん家の最近の様子

Jさん宅は築30年の2階家、一戸建て、持ち家。妻は7年前に他界。5年前から長男家族が同居。1年前からRさんも同居を始めた。

2年ほど前から、自宅敷地内にゴミが散乱するようになる。現在は敷地全体に空き缶等のゴミが散乱し、異臭を放っている。室内も非常に物が多く散らかっている。

3年前から固定資産税滞納、最近は全員国民健康保険料も滞納している。Jさんの年金とAさんの給与で家族全員が生活している。車3台、携帯電話3台所有、金銭管理はJさん  
Rさんの長男は保育園に通っているが、汚れた身なりであり言葉の発達の遅れがある。

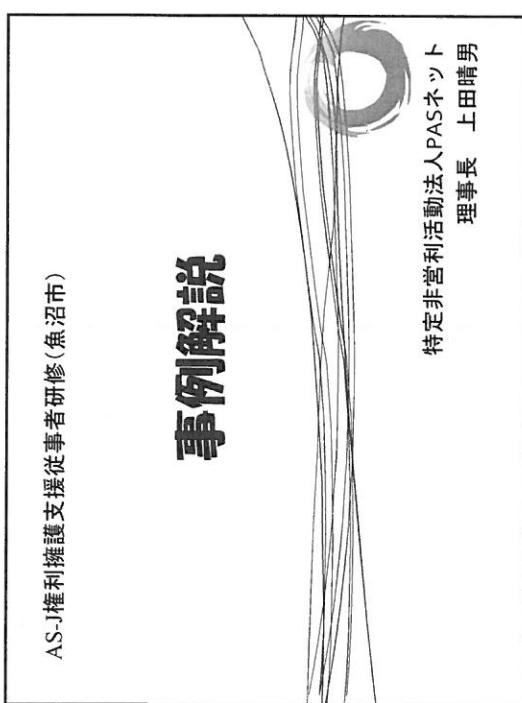
Jさんの次男は長男と金銭トラブルになり疎遠状態。Aさん夫妻の長男は県外で働いている。

生活状況が悪化する中でJさんの状態も変化、困ったケアマネージャーが地域包括に相談、行政と共に対応するが…。

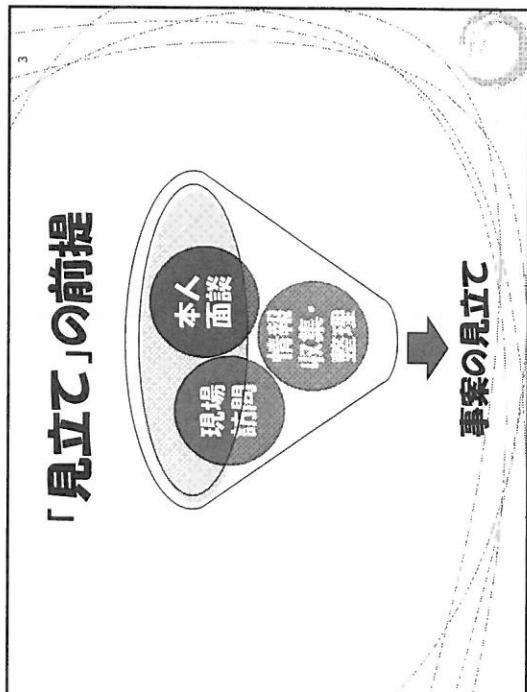
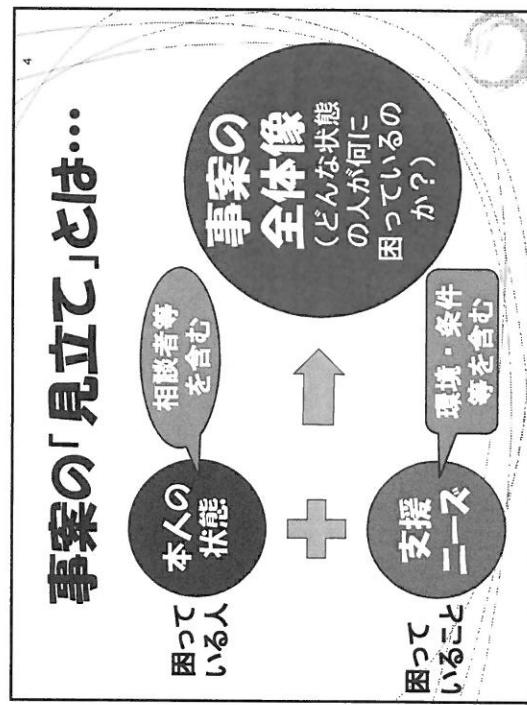
## 権利擁護支援従事者研修 ワークシート

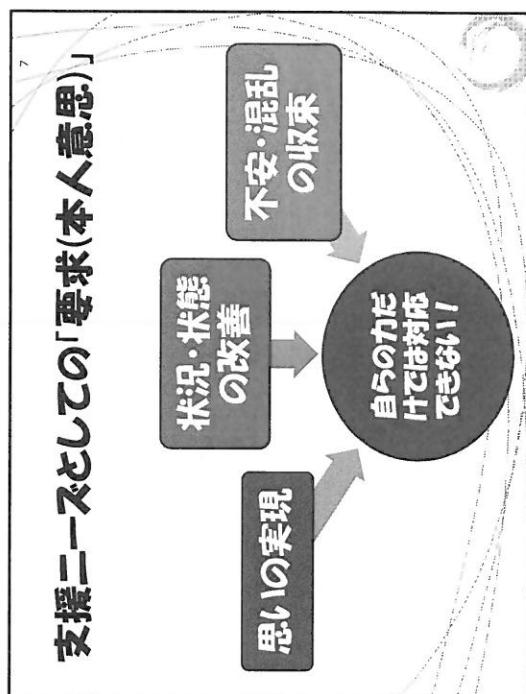
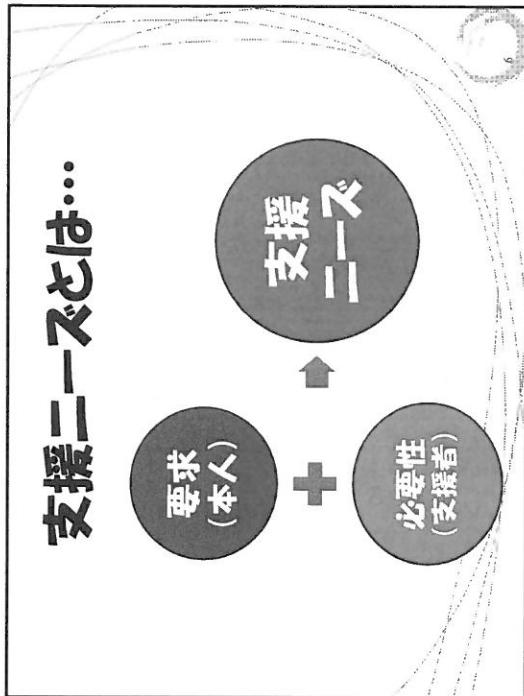
事案の全体像及びそれぞれの登場人物の「見立て」と支援の組み立てを考えてみましょう。

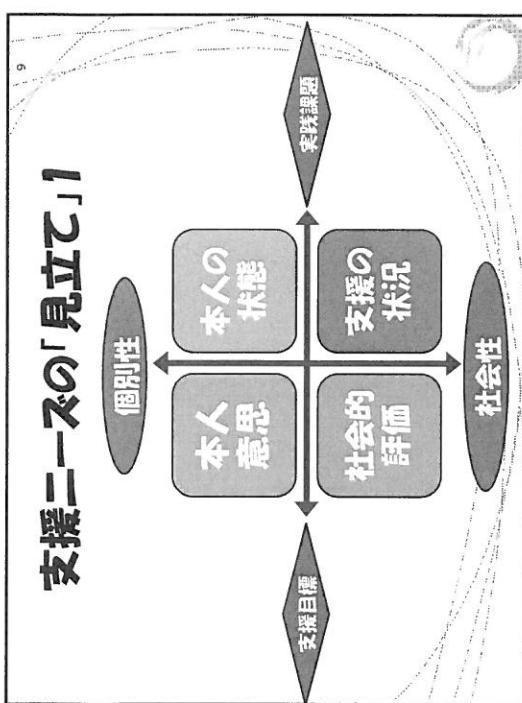
	「見立て」	支援の組み立て
全体像		
Jさん		
Aさん		
Sさん		
Rさん		
Oさん		



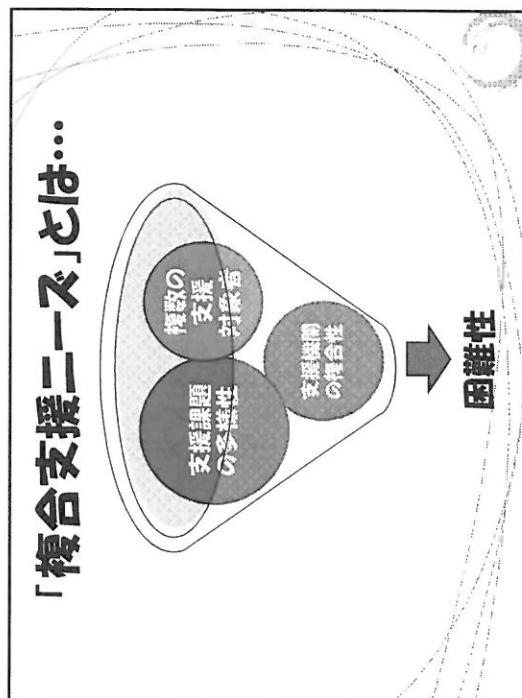
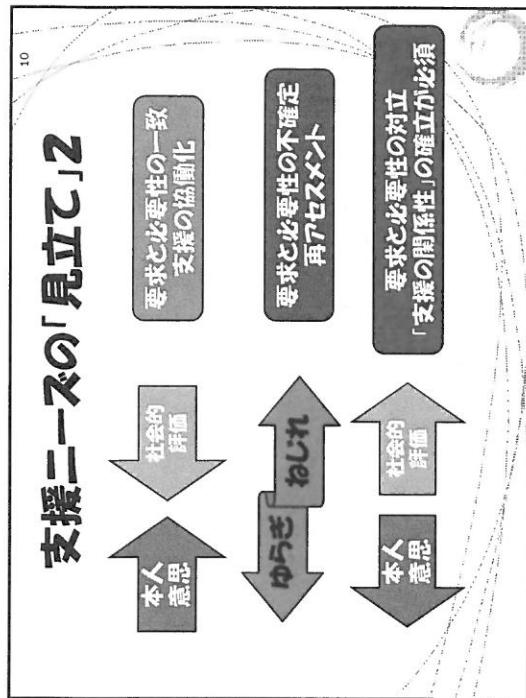
	7年前	5年前	3年前	2年前	1年前	現在
Jさん (70歳) 年金:月14万	妻他界 独居	認知症 固定資産税 の滞納	ごみ散乱 異臭	国民健康 保険滞納	国民健康 保険滞納	国民健康 保険滞納
Aさん(51歳) 月8万円収入、 依存症	(アルコール) 同居	・りさん の状態変化 ・経済状況の悪化? (うつ病治療中)	環境劣化 生活困窮 の進行	国民健康 保険料滞納	国民健康 保険滞納	国民健康 保険滞納
Sさん (49歳)	同居					
Rさん(22歳) +子ども(4歳、 1歳)	(無職) 同居	(4歳、 1歳)	(汚れた身なり、言葉の発達の遅れ)	同居	国民健康 保険滞納	国民健康 保険滞納
Oさん	(知的障害)	同居				

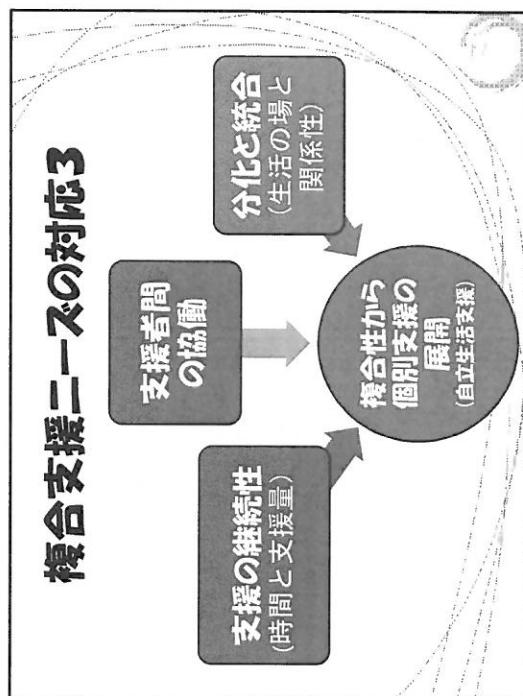






事例の「見立て」と支援の組み立て	
「見立て」	支援の組み立て
全体会像	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働 生活の分化と關係の統合
Jさん	経過の下での支援ニーズの生成 認知症Ⅱb・要介護3 金銭管理が不安定(滞納等) 生活環境の悪化 アルコール依存症→ 治療は? 収入の便益は?
Aさん	ケアプランの見直し等 施設利用ニーズの検討 成年後見制度の利用 精神障害者の認定等 福祉サービス利用 医療ケア
Sさん	うつ病 → 福祉サービスは? 日常生活の状況は? 医療ケア 福祉サービスの利用支援 年金等の支援
Rさん	無職 状態不明? 子どもの状況 → ネグレクト? 子育て支援 児童診断・療育支援 児童手当等経済的支援
Oさん	知的障害 自立生活への意向は? 自立生活支援 障害基礎年金の確保 成年後見制度等





# —アンケートにご協力ください—

本日は、権利擁護支援従事者研修にご参加いただき誠にありがとうございました。皆様からのご意見やご感想を今後の研修の開催に活かしたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

1) (A) お住まい、(B) 職種（所属）についてお尋ねします。※(B)は複数可

(A) ( ) 都・道・府・県 ( ) 市・区・町・村

(B) 1. 自治体 2. 社会福祉協議会 3. 福祉職（高齢） 4. 福祉職（障害）  
4. 法律職 5. AS-J会員団体 6. その他( )

2) 本研修は何でお知りになりましたか？

1. チラシ 2. AS-Jホームページ 3. 関係機関 4. 友人・知人  
5. 福祉新聞 6. 全社協メールニュース 7. その他( )

3) 「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想お書きください。

1. 大変よかったです 2. よかったです 3. よくわからなかった

---

---

---

---

4) 「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかったです 2. よかったです 3. よくわからなかった

---

---

---

---

5) 「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかったです 2. よかったです 3. よくわからなかった

---

---

---

---

2、 9月14日 山形県米沢市

## 意思決定支援と 成年後見制度利用促進法について ～利用促進基本計画の策定をふまえて～

平成29年9月14日(木)／山形県米沢市  
弁護士 熊田 均

### 今日のお話の概要

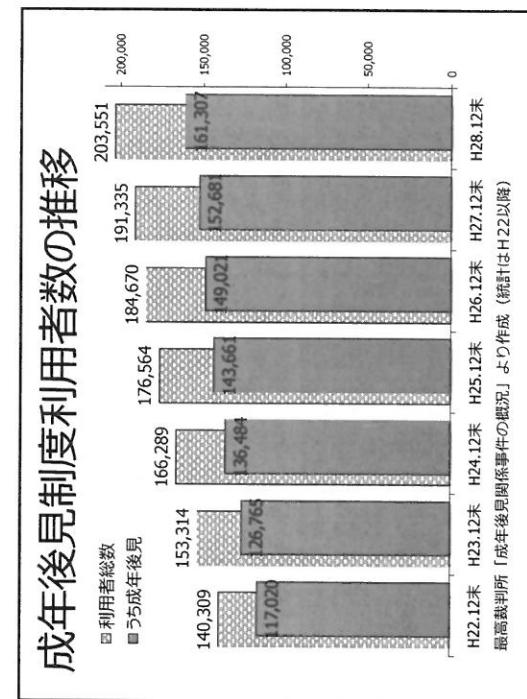
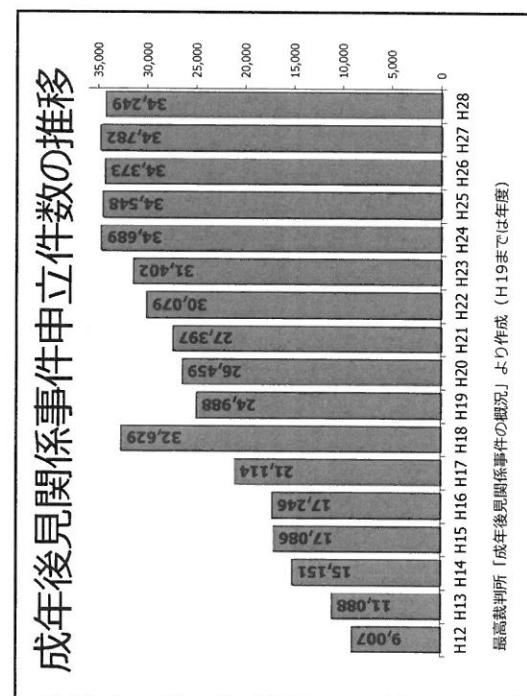
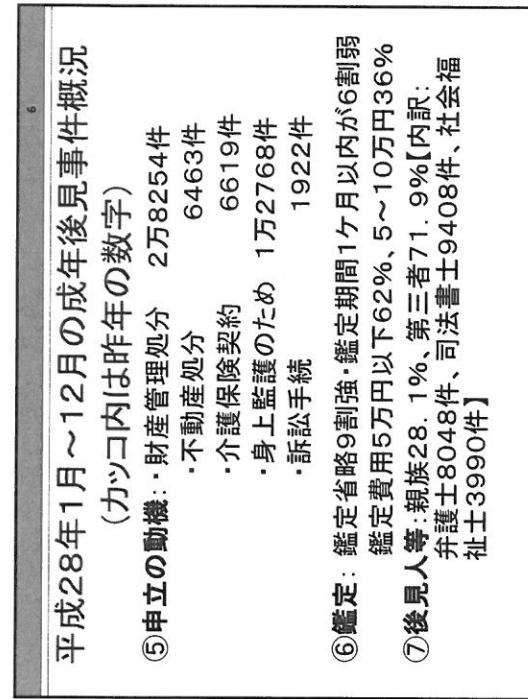
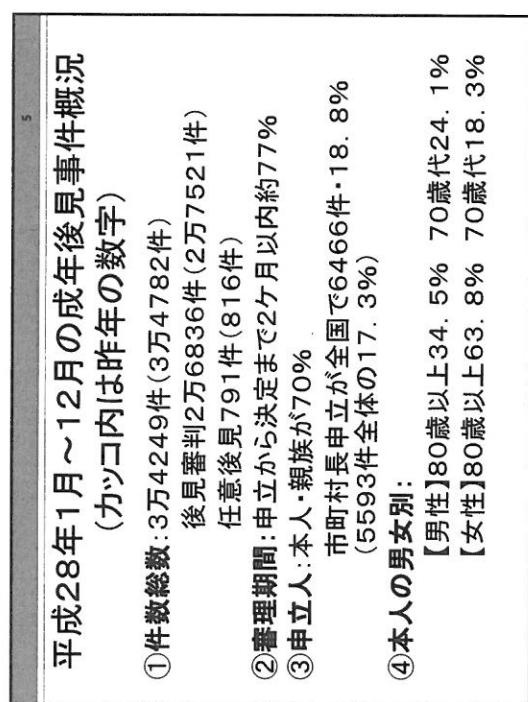
- i. 成年後見制度の現状認識
- ii. 成年後見制度利用促進法の制定
- iii. 意思決定支援との関係

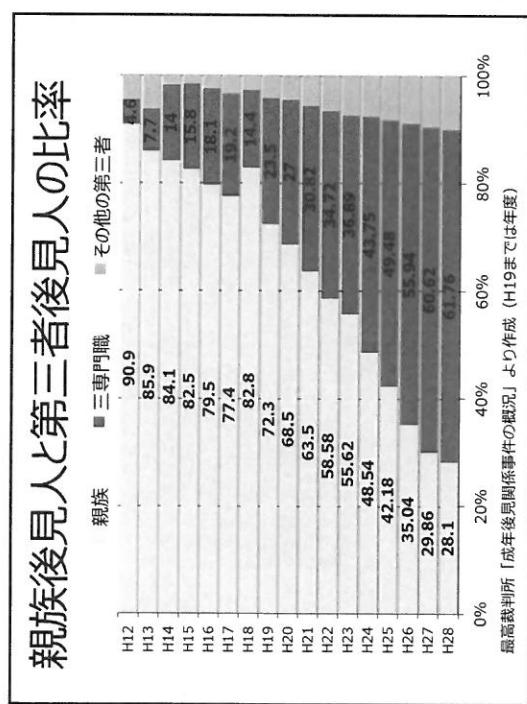
### はじめに

◆成年後見制度利用促進基本計画(以下、基本計画といいます)とは?…平成28年4月に成立した成年後見制度利用促進法(以下、利用促進法といいます)に基づき作成されたものだが、現行の成年後見制度のままでの促進には一定の批判があつたことは忘れてはならない。問題ある成年後見制度の現状を認識した上で考えていく必要がある。

従つて、独立して基本計画の促進こそ望ましいと考えるのではなく、あくまで内在する問題点と成年後見制度の現状を併せて考えていく必要があります。

i. それではまず現況認識から



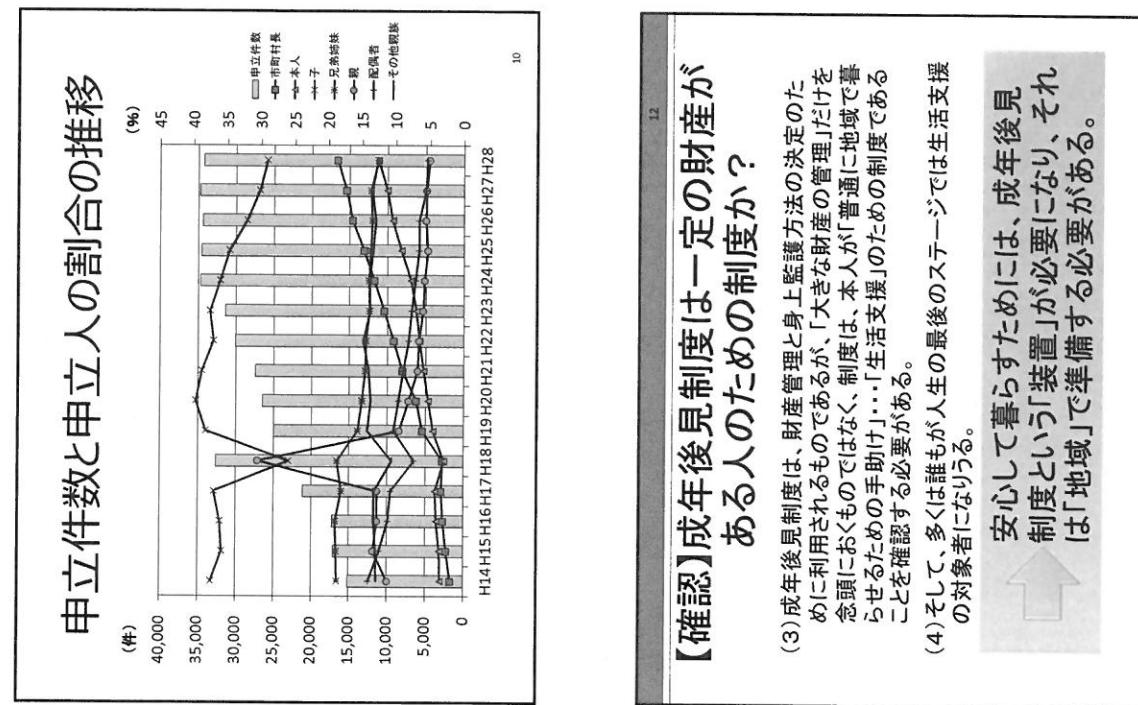


**【確認】成年後見制度は一定の財産がある人のための制度か？**

(1) 平成12年の施行後、当初はそのようなイメージであったことは確かである。

(2)しかし、高齢者や障がい者の中には、

- ①年金の入る通帳が管理できないため、入所・入院費用や家賃が支払えない
- ②福祉サービスが必要だが、福祉サービス契約が締結できない
- ③年金しかないのに、多額ではないが訪問販売で不要なものを購入してしまう
- ④親族が年金を管理してしまい、本人にとって必要な支出（福祉サービス費用等）ができるない



**【確認】成年後見制度は一定の財産がある人のための制度か？**

(3) 成年後見制度は、財産管理と身上監護方法の決定のために利用されるものであるが、「大きな財産の管理」だけを念頭におくものではなく、制度は、本人が「普通に地域で暮らせるための手助け」…「生活支援」のための制度であることを確認する必要がある。

(4) そして、多くは誰もが人生の最後のステージでは生活支援の対象者になりうる。

安心して暮らすためには、成年後見制度という「装置」が必要になり、それは「地域」で準備する必要がある。

## まとめ

1. 「使いにくい」面があるといわれながらも、利用者が増大していること(一部停滞面もみられるが)  
→毎年実数が1万人以上増えている
2. 今後、促進計画が進んでいくなかで、「潜在的需要」が表にでてくる可能性があること  
→マグマ？みたいなものか？
3. そうすると、適切な成年後見制度が「地域」で実施されるようないくつかの機関(啓発・相談・支援等)が必要となる。
4. これがないと、高齢者や障害のある方の生活が保障されないことにになる。

13

## ii 利用促進法の制定の経緯

14

## 成年後見制度利用促進法の制定

- (1) 平成28年4月 5日 成立
- (2) 平成28年4月15日 公布
- (3) 平成28年5月13日 施行

15

## この法律は何を目的に作られたか？

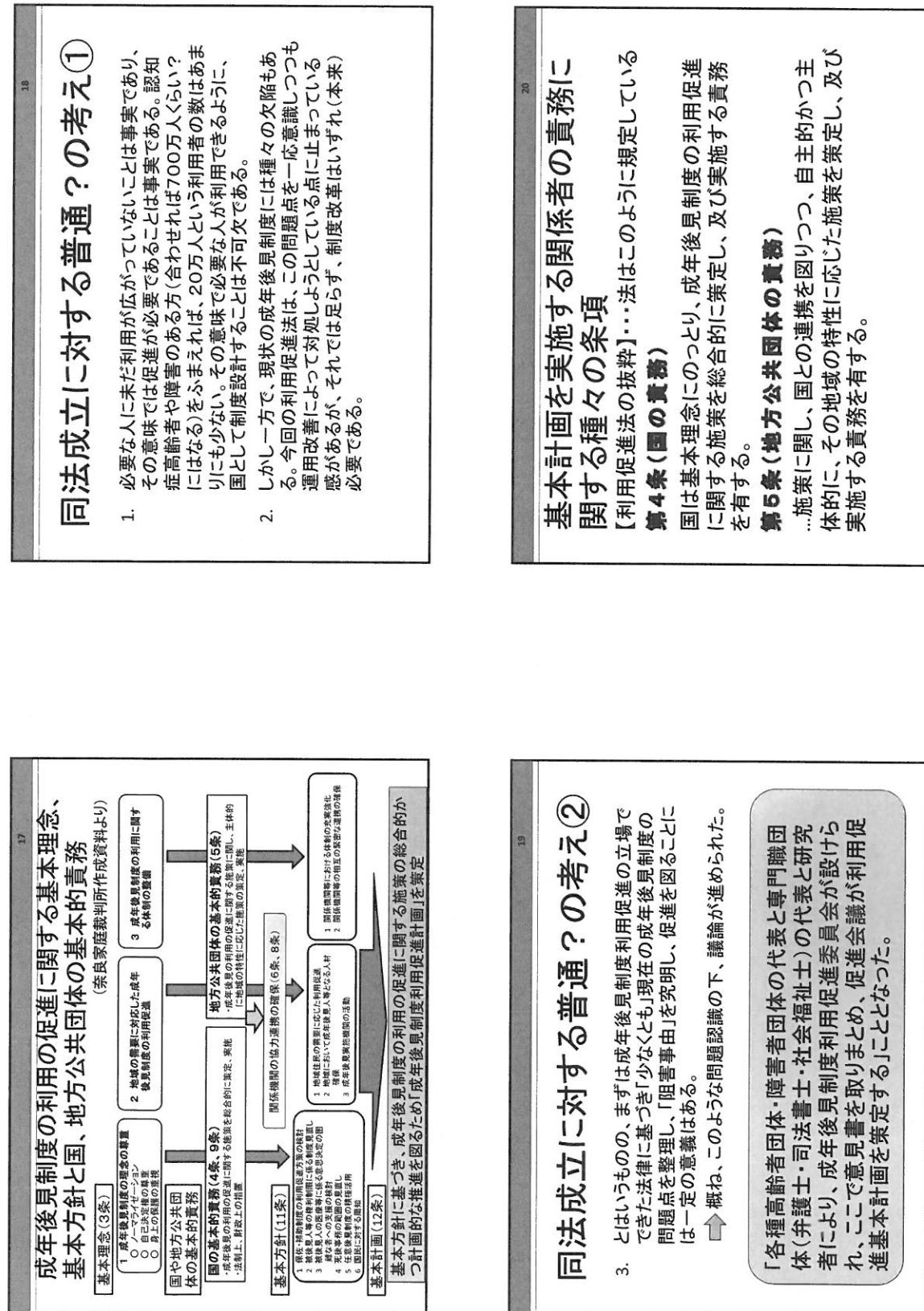
【議員立法提案者意見（自民・公明各議員）】

◆「成年後見制度は高齢者や障害者を支えるための仕組みとして必要」「しかし残念ながら利用を想定される方の人数ほど同制度が利用されていない」「こうした現状をふまえ、成年後見制度の利用促進を図るために、関係機関の連携を強化すべく体制を整備する国としての基本理念を定めることが必要である」

（但し、「現行法」での推進を図る（運用改善は急頭に置くが）抜本的な変革は行わないという制度設計で以後議論された）

↑ この推進計画を策定のために「内閣府」に成年後見制度促進会議（議長・内閣総理大臣）を設けた。  
(詳細は、「成年後見2法」創英社／三省堂／大口他)





**第9条（法制上の措置等）**

政府は、第11条（利用促進の基本方針が定められていない）に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を速やかに講じなければならない。

**第10条（核算の公表）**

政府は、毎年1回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

21

**第23条（市町村の講ずる措置）…抜粋**

（1）市町村は「当該市町村区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について基本計画を定めるように努めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める。

（2）…利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のために、条例で定めるところにより、審議会その他の合議機関を置くよう努めるものとする。

22

**第24条（都道府県の講ずる措置）**

都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

**第6条（団体者の努力）**

成年後見等実施機関及び関連事業者は、基本理念にのつり、その業務を行つとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

23

24

附則第1条～6条…（ここで書かれていることは）要するに  
1. 平成28年5月から内閣府が所管し基本計画を作ります。

2. 基本計画作成等2年間（平成30年5月まで）  
は、内閣府はいろいろしますが、経過したら内閣府は権限を離します。その後の責任主体は政府になります。

3. 2年経過後からは、庶務事務局は厚生労働省において処理します。

→来年5月以降は厚生労働省所管となる？

## まとめ②

1. 国は法に基づき、いわゆる「ロードマップ」を作った。→早急に作つたことは評価できる。
2. これが、今後、地域において来る。地方行政関係者の責務に関する法律上の条文は、これを見直している。
3. 財政上の措置の範囲があいまい? 市町村や都道府県の責務が「努力義務」であること等
4. ただ、国が全部の責務を負うことは不可能なので、又、地方行政には地域事情や体力等の問題もあるのでこれはやむを得ない面もある。(後述)

## 「成年後見制度利用促進基本計画」の概要

### 【目標は4点】

基本計画において掲げられた施策の目標  
改善

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善
2. 全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る
3. 後見人等による不正防止を徹底するとともに利用しやすさとの調和を図り安心して利用できる環境整備
4. 成年被後見人の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す

26

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 【以下の8点が掲げられている】

#### ①利用者がメリットを実現できる制度の運用・改善 (身上保護の充実)

#### ●意思決定支援を行うための指針の必要性

- 本人の意思・身上監護に配慮した後見事務ができる適切な後見人を選ぶこと…後見人の適切な交代も視野に入れること
- 後見・保佐・補助の判別が適切にできるようにする  
(診断書のあり方も考える)

## 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2>

### 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意見を十分に踏み取ることのできる支援者が必要である。



- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

※内閣府ホームページより

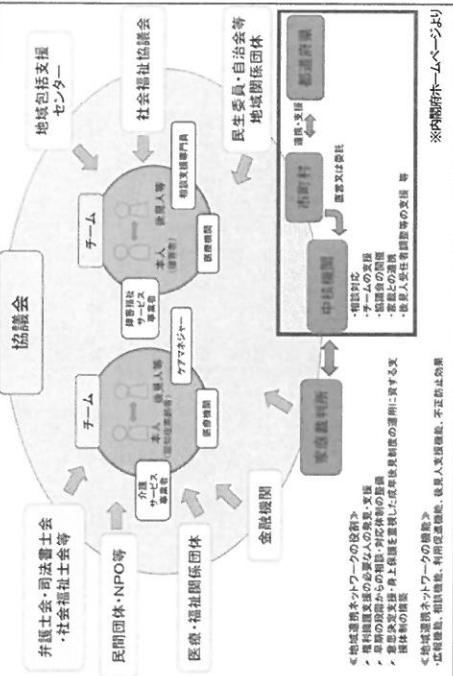
25

27

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ②権利擁護ネットワークと中核機関の設置《後述》
- ③不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- 現行の「成年後見制度支援信託」(後見人の管理する大きな預金は信託銀行に預け、その入出金には裁判所の指示書がいるとのシステム)と並立・代替する新たな方策の検討
- 専門団体は監督機能として対応を強化する。
- ④その他制度利用の促進に向けて取組むべきこと
- 任意後見制度のメリット等の周知・相談対応
- 成年後見制度利用に係る費用助成

## 地域連携ネットワークのイメージ <別紙3>



## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ⑤国・地方公共団体・関係団体の役割《後述》

- ⑥成年被後見人等の医療・介護にかかる意思決定が困難なものへの支援
- 「関係者」の対応の指針・成年後見人等の具体的な役割等を検討する。
- ⑦成年被後見人等の権利制限にかかる措置の見直し…いわゆる欠格条項問題
- ⑧後事務の範囲…平成28年10月に施行された改正法の施行状況をふまえながら

## 閣議決定された基本計画の分析・評価

### 【利用促進機能】

- A) マッチング機能(受任調整): 事業や地域に即した候補者を推薦できる。中核機関と専門職の連携(名簿提出等)
- ◆推薦後の支援→中核機関は推薦後も支援を継続する必要がある
- B) 担い手の育成活動: 利用者が増加していくと市民後見人と法人後見人の養成・支援が不可欠となるが、中核機関の「支援」(監督?)によりそれが実現可能となる
- C) 日常生活自立支援事業との連携と移行

31

32

<p><b>利用促進にあたつての現状の問題点</b> (家庭裁判所作成資料より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 流動資産僅少事案の増加</li> <li>● 適格性のある親族後見人候補が存在しない</li> </ul> <p style="text-align: right;">➡</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           特段の課題がなく、次のような事務が後見事務の中心となる事案            ◆ 本人意思を尊重した生活の見守り、身上の保護            ◆ 限られた財産の中で本人らしい生活を営むための財産管理            → 地域の方が地域の方を支える、という理念の下、            市民後見人の活用を図るような体制整備が急務         </div>	<p><b>閣議決定された基本計画の分析・評価</b></p> <p><b>【後見人支援機能】</b></p> <p>A) チームで日常的に見守ることが求められている   多くの後見人が単独で活動しているが、チームで活動することで本人を多角的に支援できる。中核機関が関わることで可能となる</p> <p>B) 親族後見人に身上監護方法決定時にアドバイス(施設の選択等)、財産管理のアドバイス(財産目録の作成、財産の使用方法の相談、証拠書類の整理)   従来は家裁が支援?していた部分の移譲</p>	<p><b>閣議決定された基本計画の分析・評価</b></p> <p><b>【不正防止機能】</b></p> <p>中核機関が「気軽に親族後見人等の相談にのることができるようになり」「適切な後見人を受任調整する」「選任された親族後見人を支援する」ことで、  <b>切れ目のない支援が実現することになる</b></p> <p style="text-align: right;">➡</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>その結果</b>  <b>不適切な活動が防止されることが期待される</b> </div>
<p>33</p>	<p>34</p>	<p>35</p>
<p>今後の取り組み等(1)</p>	<p>～以下、内閣府参事官のレジュメを抜粋しながら～</p>	<p>36</p>

## 今後の取り組み等(1)

### そのために

- ① まず平成29年度は、相談機関やネットワークの構築などの体制整備のための事業（認知症総合戦略推進事業（担当：厚生労働省老健局））の予算を確保（自治体による積極的な参加・活用を期待）
- ② 平成29年度から平成31年度当初までは、国において、相談体制・地域連携ネットワークの構築支援（各地域の取り組み例の収集・紹介・試行的な取組への支援等）を行い、その後、全国の各地域における相談体制の強化、地域連携ネットワーク構築を進める。

## 今後の取り組み等(2)

### その後に

- 今後、国は、
  - ① 都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組情報を把握し、
  - ② 地域における取組状況に格差が生じていないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、
  - ③ 取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討する。
- 各市区町村の当面の取組
  - ◆ まずは市区町村における成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討や、地域の専門職との連携の在り方（専門職の状況把握、協議会設定、家裁との連携等）の検討に着手するよう、国からの依頼。

## 今後の取り組み等(2)

- 各都道府県における当面の取組～県単位で家裁があることや小規模市町村が単独での活動が困難な場面もあること～市町村の取組状況の把握と専門職との連携（協議会）の在り方等についての広域的な観点からの検討・支援を依頼例えば、
  - ▶ 専門団体の地方支部と協力して、どのような単位で（市区町村単位か、ある程度広域的な単位か）ネットワーク（協議会・中核機関）を設置するか
  - ▶ 家庭裁判所とはどのような連携をとるか
  - ▶ 市民後見人・法人後見などの担い手の確保策をどうするか等の検討を通じ、各都道府県下の成年後見制度利用促進体制構築に向けた取り組みを依頼。

## 市町村のこれから動き

1. 地域事情の把握…後見ニーズを把握する。
2. 「連携ネットワーク」の中核機関の設置には、地域事情をふまえて考えていく必要がある。
  - ① 既に中核機関候補がある地域は、より「本来型」の中核機関や連携ネットワークを作ることを考える。
  - ② ないところでは、この候補自体の設立から始めることになる。
3. 司法（裁判所）と行政と専門機関と地域の福祉関係者の相互協力が不可欠…ここが「核」となって地域を巻き込む必要性

**以上をふまえたこれからの姿**

**地域に必要な装置であることの確認**

- 一人暮らしの認知症高齢者や親亡き後の知的障害者等が、「どこに住んでも」「必要な人が」「質の高い」支援を受けられる社会のために必要
- 地方自治体(市町村・都道府県)の福祉部局が、司法を強く意識した取り組みを進めていくことが大事
- 新たな法律改正も意識するが、まずは、現行法を適正に運用して進める。
- 基本計画の作成の段階で、何のための制度?誰のための制度?という当事者の方々からの重い問い合わせが続いた。

### III. 高齢者や障害者の意思決定支援

- 前半の議論は、成年後見制度の欠陥を意識しつつも成年後見制度利用促進法の話をしました。
- 後半はこれをふまえつつ、障害者権利条約の崇高な理念をふまえて、高齢者や障害者の方の「意思決定支援」のあり方にについてお話しします。

**後見等の社会化**

- 後見の社会化が益々進む。
- 司法(行政)の中の優先順位
- 福祉(行政)における優先順位

**関係者が共通の公益目標(旗)の下、その下での連携と協働を進める。**

- 「旗」はみんなで考えて、共通目標とする。
- その後、その旗をぶる必要がある~行政の役割は大きい~

**意思決定支援という概念について**

確定していないが…

すくなくとも下記は共通

- 障害者権利条約に影響されている
- 今まで守られる対象でしかなかつた人たちを障害のない人と同様に、障害があろうがなかろうが、主役とする。支援者は環境整備のための脇役
- 自己決定支援型の徹底

「多くの関係者は「この言葉」は理解していると思われるが…?」

## 国連障害者権利条約について

1. 日本は、平成19年に外務大臣が署名し、
2. 国会が平成25年12月4日に国會議決し、批准して、
3. 平成26年2月19日に国内的に効力を持つました。

批准された障害者権利条約と成年後見制度の関係は？

～現行成年後見制度は、障害者権利条約12条との関係でかなり問題あり？～ 注意点

平成25年12月4日 國会承認  
平成26年2月19日 効力発行

(1) 1項 障害者は「法律の前に等しく認められる権利」を有する

(2) 2項～4項 「法的能力の享受」「能力を行使するにあたつて必要とする支援を行う」この支援は「意向の尊重・状況に応じて適合する範囲・可能な限り短い期間・公平な当局、司法機関による定期的な審査」

障害者の権利条約をふまえた成年後見制度の帰趨

「障害者があらゆる側面において他の者と平等に法的能力を有する」

(1) 行為能力の剥奪について

(2) 代理・代行を原則禁止していることについて

日本の後見制度は、後見人(保佐を含む)に、本人の行為に対する広範な取消権を与えていることが問題となる。

## 障害者権利条約12条第2項

「障害者があらゆる側面において他の者と平等地に法的能力を有する」



### 同第3項

『判断能力が不十分な者の支援・保護の手法を従来の代理・代行によるものから「支援付意思決定」(意思決定支援)に転換すること』を求めている。



成年後見制度は、後見人による  
「広範な代理代行」権限を認めている  
ことが問題となる。

### その他 同第4項

「法的能力を行使する際の(制限)に対すること」  
～「本人意思の尊重・本人の状況に応ずる・可能な限り短期間・公平な当局による定期的な審査」が規定されている。



日本の後見制度は、「期間無制限」で「定期的な再審査の規定」がなく「後見者が宣告されれば一律に本人の行為を制限することが認められない」という点が問題となる。

### 条約12条「第3項」にいう意思決定支援の意味

意思決定支援という言葉が色々な場面で使われている。

●**障害者基本法23条(相談等)**「国及び地方公共団体は障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他に対する相談業務…が適切に行わなければならない」

●**知的障害者福祉法(支援体制の整備)**「市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生接護、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため」

●**障害者総合支援法42条(サービス事業者の責務)**

「…福祉サービス事業者は…障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者の意思決定支援に配慮するとともに…」

### 今までの意思決定支援のイメージ

1. 本人の意思をできる限り尊重して、決める。
2. 困難な時には、本人の意思を推測して決める。
3. 意思推測が困難な時には、本人の最善の利益ふまえて決める。

しかし、本人が決めているといえるか…

53

## 意思決定支援論の整理①

(佐藤彰一教授の整理)

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意見は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことには勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」

能力不存在推定

54

## 意思決定支援論の整理②

(佐藤彰一教授の整理)

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定(パラダイム転換)

55

## パラダイム転換での発想からいけば

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定ある人について適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
2. 他人(支援者)にできることは、「ある」「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
- 3.これまで、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
- 4.これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

56

## パラダイム転換での発想からいけば

- 6.しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になれば、結局、それに従えないし、支援もできない。
- 7.つまり、意思決定支援ができない場合は、支援者側に本人の意思を確認できない場合(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
- 8.だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
- 9.要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

## 障害者権利条約における 「自己決定」と「他人決定」の整理

\* 国連人権委員会の一般的意見書は次のように言う。

「判断能力が不十分な人にに対する法的支援の枠組みから一切の代理・代行決定を排除して、法的支援方法を意思決定権に全面的に置き換えるべきである!」

…代理決定と意思決定支援の混合型もダメ

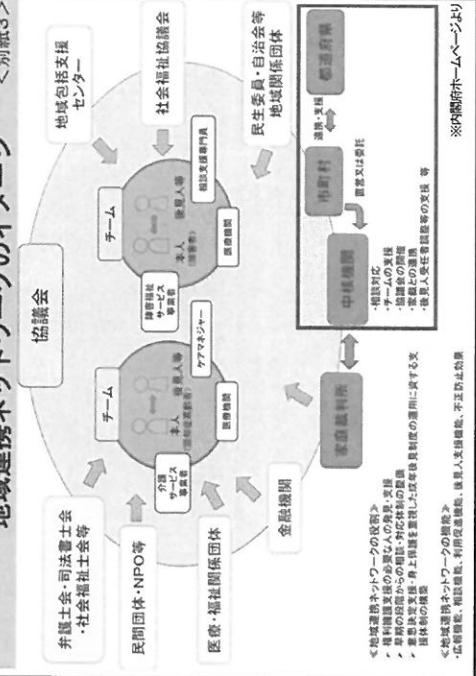
①この意見は極端。批准時には、ここまではいわざれおらず  
国際的なコンセンサスはない。

②しかし、「能力存在推定」の考え方には、国際的コンセンサ  
ス?になりつつある。「代行決定は他に方法のない最後の  
最後の手段」(ラストリソート)ということは、最低限法律家や  
福祉家も意識して行動すべきである。

## ちなみに日本の現行成年後見制度は

- ✓ 広範な代理代行のある後見は明らかにダメ
- ✓ 13条で定型的に能力制限されている保佐もダメ
- ✓ 何らかの代理権や取消権があることを前提にしているので補助もダメ…委員会意見によれば
- ✓ 任意後見は、良さそう。

## 地域連携ネットワークのイメージ <別紙3>



※内閣府ホームページ

## 後見人活動を例にみると

- ◆ 中の小さい円…被後見人の周りには、後見人のほか、チームがあり、継続的に意思決定支援を行う。
- ◆ 日常生活のなかには、食事、外出、衣服の選択、余暇の選択等がある。意思決定支援がなされ、意思が尊重された生活を積み重ねることで意欲を育てることにもなる。
- ◆ 外の大きい円…社会生活のなかで地域の人との共生がある。例えば、入所施設から地域での一人暮らしを選択する等の場面では、より制限の少ない在宅移行を原則として意思決定支援を進める。

## 番外編① 医療については…

「成年後見制度」議論の中ではなかなか解決できない問題である

⇒「生命を縮めること」「体に傷をつけること」は刑罰の対象となる違法行為であり、「本人の同意」があつた場合に「違法性阻却事由」があつたとして免責されるという建て付け(※自殺関与罪あり)

⇒従って、判断能力が不十分な方に對して「承諾(同意)を得るために、意思決定支援」をどう行うかにについては、「通常の意思決定支援場面」の「本人の権利を守るために」意思実現するか」という点の他に「支援に関わった人を防衛しなければならない」ということがつきまとつていることをふまえる必要がある。

## 番外編② 医療の意思決定についての当面は

【場面1】本人が意思決定支援できる時は、意思決定支援をして本人の決定を促す(家族・福祉関係者・成年後見人)

★情報提供・わかりやすく説明し判断支援…但し、医療の専門家でなければ自ずから限度がある。本人が理解した上での意思表明かどうかの判断ができるか?

【場面2】支援しても、決定することができない。

★(意思を推定できる)家族による同意、(意思を推定できる)成年後見人や福祉関係者が意見をいつ。

【場面3】本人の意思の推定もできない。

★病状が重篤で意思決定もできない、意思の推測もできない

…最善の利益?

今までに議論がされている?

## 事例①

◆成年被後見人は、子どもの頃からの鉄道模型好き。

◆多数のコレクションを持つている。認知症の進んだ今も、毎日のように模型店を訪れ、時々、最新型のものを購入したりしている。しかし、最近は購入したものをお「箱」にいれたまま開けることなく放置することもある。

◆本人には退職金を含めて多額の預金があるので、今まで通り購入を続けても生活に困る心配はない。しかし、成年後見人は無駄遣いとしか思えない。

「通常の意思決定支援」  
は、こんな場面で  
考えることになります。

## 検討事項

1. 利用者以外の一般人との区別から見ると、判断能力が十分である一般の人であっても、契約の締結にあたつて、常にベストの選択をしていない。  
…被後見人だからといっていつもベストの選択が求められるのか？
2. 成年後見人の価値観の押しつけをしていないか？  
…本人の活動に一定の幅を求めていくためには、後見人の狭い価値基準だけで判断しない。  
【興味のない人にはその気持ちがわからぬ】
3. 「取消権の行使は抑制的[ニ]…取り消さない

## 事例②

- ◆成年被後見人は、たまたま自宅を訪れたセールスマンがとても親身に自分の話を聞いてくれたことに感激し、そのセールスマンの売っている商品を大量に買い込んだ上に、『自分の財産を全部そのセールスマンに贈与する』という書面を書いて、そのセールスマンに渡してしまった。

65

## 検討事項

1. 取消権を抑制的に運用するということは、利用者の行動を放置していいということではない。  
…そもそも後見人に取消権を与えた意味がまるでなくなる。
2. ①利用者の意思表示が自己決定権保障のための前提条件を書いていないか？  
△商品の内容の理解は？説明は？  
②将来の自己決定権の基盤そのものを失わせてしまふような意思決定ではないか？  
△このような場合には取消権を使うべき【取消す】

67

## 事例③

- ◆アルコール依存症である成年被後見人がビール1ダースを近くの酒屋に勝手に注文してしまった。
- ◆成年後見人は、取り消すべきか？

日常生活に関する行為？



68

66



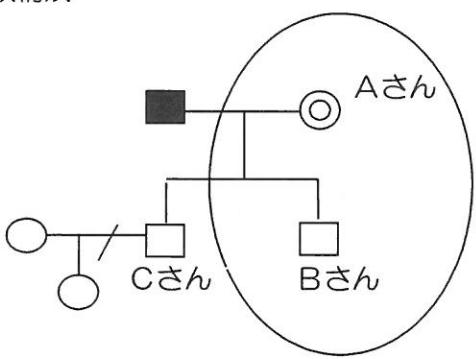
68

### 事例④

- ◆成年被後見人本人は、極度のヘビースモーカーである。施設生活をしている。施設内は禁煙である。タバコは、本人の健康を害するし、周囲の人にも迷惑もかける。そのことは本人も一応理解はしているが、健康を害しても、私はそれほど長生きしたいと思つていい。後見人は止めるべきだと思つている。
- ◆本人がタバコ1カートンの購入を希望した場合、成年後見人は、この本人の希望を尊重すべきか？

## 権利擁護支援従事者研修 事例

全国権利擁護支援ネットワーク

<b>家族構成</b> 	<b>経済状況</b> Aさんの老齢年金（約6万円/月）、 Bさんの障害基礎年金（約6.5万円/月）、 生活保護
	<b>生活環境</b> 自宅は県営住宅の3階。 エレベーターなし。
Aさん：74歳、物忘れあり。認知症疑われる。未受診。 Bさん：38歳、療育手帳B所持、就労継続支援B型事業所に通っている。 Cさん：44歳、派遣社員	
<p>Aさんは、次男Bさんと二人暮らし。二人の年金と生活保護費で何とか生活を営んでいた。ところが今年4月より長男Cさんが頻回に実家に戻ってくるようになり、6月からは同居するようになった。</p> <p>Cさんが同居していることを市の生活保護の担当ケースワーカーが知り、Aさん宅に訪問した。Aさんの話では、「Cは借金を抱えて家に戻ってきた。食事代がかかるし生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅。ケースワーカーが事情を尋ねると、「他市で暮らしていたが、リストラに遭い、500万円の住宅ローンの返済に困り、貸金業者に借金をしたまま返済ができなくなった。そのため妻と別居して戻ってきた。派遣社員で働いているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。</p> <p>ケースワーカーは、Cさんが同居するとなつては、生活保護の廃止をしなければならないと告げ帰っていった。その後、1ヶ月たつてもCさんは同居のままであったため、7月、生活保護は廃止された。</p> <p>9月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は、「Aさんがお金を借りに來るので迷惑している。」「スーパーでおつりがわからない様子だった。」などと近隣の人から苦情や心配の声が出ているというものだった。地域包括支援センターは、Aさん宅に訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談して下さい。」と話しかけたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」と、それ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。</p> <p>また、一方でBさんは最近頭が痛いと言っては事業所を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話さなくなつた。心配した事業所の職員がBさんに尋ねると、「兄が帰ってきて、毎日口うるさく掃除をしろ、テレビをつけるな、タバコを吸うなど命令するので嫌だ、もう家を出たい。」とのことだった。職員は、Aさんに電話を入れ、Bさんの訴えを話すが、Aさんは、「大丈夫です。私からよく言い聞かせますから。」と言うばかりだった。</p>	

現在

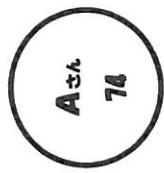
(シート1)



## (シート2)

## 事例の見立てと支援の組み立て

	見立て	支援の組み立て
Aさん		
Bさん		
Cさん		



事案の全体像		
	2016年 4月 6月 7月	9月
Aさん (74歳) 年金:月6万	・認知症疑い ・「生活が苦しい」 ・生活保護禁止	・近所にお金を借りる ・おつりがわからぬ ・御飯ができない ・困ったことはない
Bさん (38歳) 年金月6.5万円	・知的障害 ・生活保護禁止	・頭が痛い ・事業所を休みがち ・仲間と話さない ・兄へのストレス ・家を出したい
Cさん (49歳) 収入月20万円	・借金 ・同居	・生活困窮・環境劣化の進行

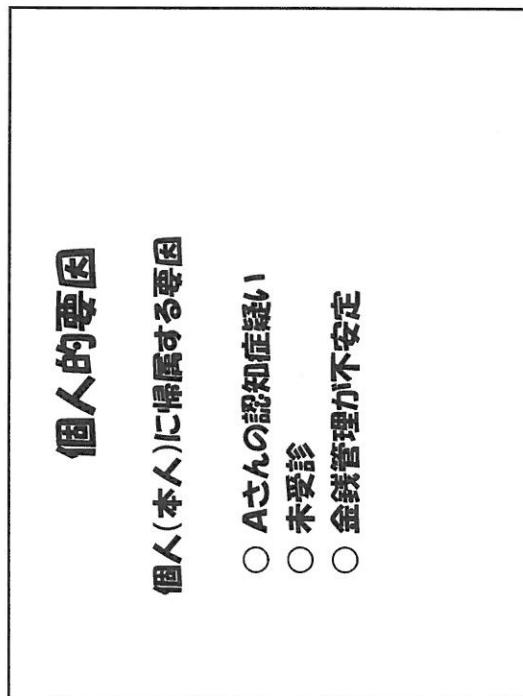


権利擁護支援従事者研修in米JR

## 事例解説

全国権利擁護支援ネットワーク

A decorative illustration of a plant or flower in the bottom right corner of the box.



## 社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる  
関係性が要因

- Cさんが負情を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

## 不適切な対応

援助者側による不適切な対応(関わりのま  
ずさや不十分な働きかけ)が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれれば相談して下さい」と話した。
- 関係者間での情報共有ができない。  
=チームアプローチが機能不全を起こしている。

## 事例の「見立て」と支援の組み立て

見立て		支援の組み立て
Aさん	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働 受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活圏内 に前進する相談(Cとの面接調整)
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は?	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応(弁護士相談) 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつつ、  
援助関係を築いていく  
→Aさんは、「支援者は味方ではない」という  
感情を持っている。

- ② Aさんの不安に向き合う

→経済的に苦しいなどいうだけでなく、Cさんと  
Bさんへの心配、自身の金銭管理への不安  
感などAさんの抱えている問題はさまざま。

### 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ Cさんに対する感情を理解する  
→「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という悪循環と同時に「可哀そうだ、助けてあげたい」という相反する感情を持っている。  
→支援者は、Cさんを批判するのではなく、援助の対象として捉えていることを伝える。
- ④ Aさんの気つきを促し、支える  
→Aさんが現実を見つか、どうするのかを決めていく過程を支える。

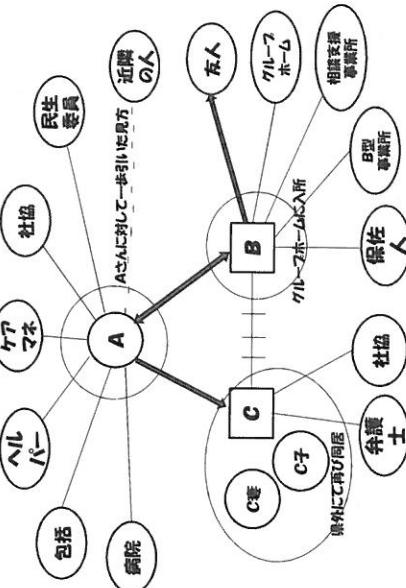
### 働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う  
→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。
- ② 本人がイメージできるような提案をする  
→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるような工夫を行う。

### 働きかけのポイント(Cさんの場合)

- ① Cさんを否定せず、意向を聞き取る  
→家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどういった生活を望んでいるのかについて聞き取る。
- ② 債務整理の提案を具体的に行う  
→債務整理の手段があることを伝え、今後の見通しを一緒に立てる。

### 支援開始後のエコマップ



3、 10月14日 宮崎県小林市

AS-J権利擁護支援從事者研修  
権利擁護支援の基本  
意思決定支援・エンパワーメント

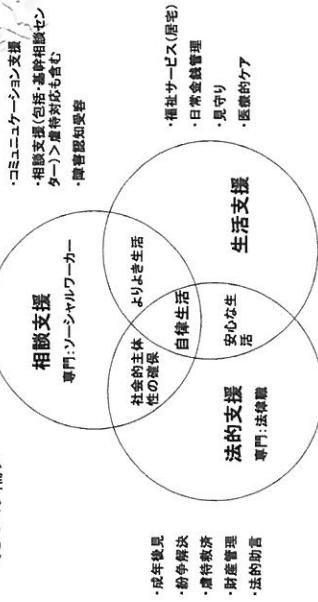
2017年12月14日(土)  
於・小林市地域・観光交流センター  
KITTO小林  
全国権利擁護支援ネットワーク代表  
国学院大学教授・弁護士 佐藤 彰一

## 権利擁護(言葉の整理)

「権利擁護」は福祉の言葉です。  
英語では Protection and Advocacy  
中国語・韓国語では、権益擁護？  
法令上は？(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)  
いろいろな使われ方があります。  
対象：子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人  
生活困窮者、高齢者・障害者、etc  
私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見  
を他人に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(も  
つどい人はものやこと)の代弁」  
権利に特化した代弁定義は、日本独特？  
タイプ：  
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),  
System, Self

## 権利擁護の実践

<3つの輪>



いずれの支援も専門職と非専門職の関与がある。

3

## アドボカシー(権利擁護)の要素

- ご本人の尊厳。>自己決定
  - ご本人にとっての最善の利益
  - 連帯性:エンパワー(外向き・内向き)
- 1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者からみると違う場合。パートナリズム的介入?
- VS 観察者の最善利益(ご本人が言うご本人の利益)  
位置づけるご本人の利益)
- VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)  
権利擁護の実践にはいろいろなタイプ  
どれが「正しい」などとはいえない  
しかし、「なにをしているか」は言える

4

### 能力不存推定

- 「この人は、判断能力が十分ではないか、存在していない。そのためにはもちろん自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活でとても困難な状況に置かれることがあります。だから他の人がその人に代わって、その人のことについて判断をしてあげなければならない」
- >>>第三者が、代行決定

### 能力存在推定

どんなに重い認知症の人であっても、その人の人生を生きてきた経緯があり、その人の思い、そして判断ができる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受けければ、その人なりの決定ができる。

自己決定を確保するための合理的配慮  
>>>意思決定支援

### 成年後見人は意思決定支援者が

- 行う役割は、代行決定  
ただし法的効果を出すことができる権限あり  
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- その権限を使わないで意思決定支援することもできる  
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い  
(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)  
成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行  
うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の  
状況に配慮しなければならない。
- 意思決定支援は、いろんな人が関わる+支援の場も様々



## 意思決定支援の諸相

- 1) AさんこのことをAさんが決める（自己決定）  
それを支援する：Supported Decision Making
- 2) AさんのことをBさんが決める（代行決定）  
ただしBさんの想いではない、 Substitute Decision Making
- 3) AさんのことをBさんと一緒に決める  
A・Bさんも決定結果に責任あり Shared Decision Making
- 4) AさんのことをBさんが決めてAさんが同意する  
Bさんが決定結果に責任あり Informed Consent
- 5) 決山の人に関わることを集団的に決定する  
共同体的決定 collective decision making (労働協約など)  
※AさんのことをBさんの想いとと考えて決めることは、代行決定でも意思決定支援でもない。支配？  
※すべてに、支援はありうるが、支援観念をいれるためには、決定がプロセス型で觀念されなければならない。Process Model vs Event Model  
(意思決定支援から見ると、成年後見はテストリート=最後の手段：last resort)  
9

## 社会参加（生き生の実現）

- ・自立 (Independence)
  - 孤立ではない。共依存 (Co-Dependency)でもない。
  - 相互依存 (Inter-Dependency)
- ・自律 (Autonomy)
  - 自分が自分の設定した普遍的規範に従う？
  - ※自己責任とは、セットではない。
  - ※自律の支援は観念しずらい（パーターナリズム論へ）
  - ・社会参加の支援が必要
- ・自律 (Agency)=生き生？
  - 自分が自分で望んだ（仮置きした）自己人生を実現する？
  - 成長動機（マスロー） ケアとは成長を助けること（マイヤロフ）
  - 社会参加の中で実現 やはり社会参加の支援が必要。

## 意思決定支援の「倫理」

- 1) 意思決定を強要しないか。  
決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし。なんのためか  
みんなで決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。  
違う決定をしても支援。失敗したら再支援  
再決定・再支援のできない場合は？

## 意思決定支援からみた代行決定の説明 1

1. ある人が、あることにについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
2. 他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いかを「推測」しているだけである。
3. これまで、「ない」と「推測」することが多かった（能力不存在）  
在推定
4. これからは「ある」と推測する方向へ変わった（能力存在推定）
5. しかし、「能力がある」としても、その意思を確認する能力が  
支援者側になければ、結局、なんの支援もできない。

## 意思決定支援からみた代行決定の説明 2

6. つまり、意思決定支援ができない場合は、支援者側が本人の意思を確認できなければ、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合である)、それは本人の能力の有無に由来するものではない。支援者側の能力の問題である。

7. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない  
(意思決定支援から見ると、成年後見はラストリゾート=最後の手段:last resort)

13

## Life の三層構造の中で

- ・生活支援と意思決定支援  
家族やサービス事業者  
※昼飯を食うか、風呂にはいるか
- ・人生設計と意思決定支援  
相談支援者(独立型が望ましい)  
働くか?(働きたい人を働かせない?)  
働くか?(働きたくない人を働かせる?)代行決定不可  
>>>働くくなるように支援する ※社会参加が前提
- ・生命の問題を考える。専門職が必要  
重大な手術、延命治療

13

## 権利擁護の最近の話題

- ・成年後見制度利用促進法の動向  
現状は? どうなる?
- ・虐待防止対応の課題  
施設虐待に対しては法は無力か
- ・社会的排除に対する対応  
差別解消法の施行 + JR東海徘徊事故最高裁判決

16



## 障害者施設殺傷事件から

- 完全な防備は無理、むしろ生活レベルの低下を危惧(無意味な固定施設管理を招来)
- 施設での生活を向上させることが重要。
- やまゆり犯人の行動や考えは、いかなる意味においても権利擁護ではない。それは人を自己の利益のために手段視する視野狭窄的「独裁」と呼んで良い。
- 問題は、しかし、その視野狭窄的独裁が、管理型権利擁護の中から生まれてきている可能性が高いことである。自立型権利擁護の考え方と実践を、障害者福祉の中に広めることが重要。
- やまゆりでは、建替えを取りやめ。分散。

## 社会的排除は人間性の否定

- 差別は、社会的排除(人格否定を生む)が故に是正が必要
    - 解消法1条 共生社会の実現
    - しかも、社会的に排除された場所では虐待が起きやすい。
  - しかし、社会的排除に関するものは、差別や虐待だけではありません。
    - たとえば、徘徊高齢者を介護者や施設が地域にさない。。。徘徊高齢者名古屋JR事故(最高裁判平成28年3月1日)
    - あるいは、貧困が社会的排除を生むことはよく知られています。
  - ※ 人間は、社会的動物。社会の中で生きる。社会的排除は、この社会的存在としての人間存在の可能性を奪うことです。
- ※ 「自己人生創造請求権」「その人らしく生きる権利」

18

## 権利擁護から考える

	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり犯人
障害者の能力	能力存在推定	能力不存在推定	能力不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利益 益(調整・誘導?)	ご本人の主観的利 益(調整・誘導?)	社会的利益(視野 狭窄)
価値	ケア・エンパワー (社会参加)+正義 (語り?)	ケア(安全重視?) +正義(功利主義?)	正義(独断的)
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値が なければ抹殺)

19

## どうすれば良いのか

- 自立型権利擁護はどうすれば実現するのか
- 意思決定支援は、どうすれば実現できるのか
- エンパワーはどうすれば、実践できるのか
- 支援者も被支援者も、ともに支援される環境づくり。どうすれば…。

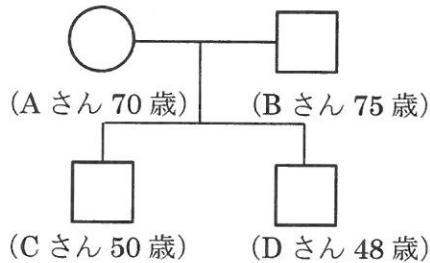
18

- 本日の講演に関する佐藤の書物
- 「権利擁護支援の基本」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房 (2015)掲載
  - 「意思決定支援」佐藤彰一 『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房 (2015)掲載
  - 佐藤彰一「虐待防止への視点 ~虐待の背景と現状を踏まえて~」  
実践成年後見61号pp59-69(2016)
  - 佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向  
-意思決定支援へのパラダイム転換に向けて-」  
草野芳朗・岡孝繩「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」白峰社(2016)所収pp255-278 これは学習院大学のサイトから読むことができます。

- 本日の講演に関する佐藤の書物
- 「アドボケイト活動と『意思決定支援』」
  - 「和田仁孝先生還暦記念論文集『振舞いとしての法 一知と臨床の法社会学』」法律文化社 (2016) pp222-248 収録
  - 「虐待防止法施行後3年 法律分野での課題」  
労達障害研究33巻2号(2016) pp14-26
  - 「日本の成年後見制度の現状と課題」  
成年後見制度と権利擁護 賃金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61

## 検討事例

<家族構成>



<家族の状況>

◎Bさんの状況

平成26年10月、Bさんが脳出血にて救急搬送され、重度の上下肢麻痺が後遺症として残り、寝たきりとなった。言語での意思疎通は困難な状態である。介護保険は要介護5の判定をうけた。自宅での介護が困難なため、特別養護老人ホームに入所した。現在も入所中である。

◎Aさんの状況

Bさんが倒れてからは、Aさんが金銭管理を行ってきた。Bさんのもとへも週1回面会に行き、洗濯などを届けていた。一切の家事を行っていた。

◎Cさんの状況

療育手帳B判定。(IQが36~50)若い頃から障害者支援施設に月~金まで通い、生活介護サービスを受けている。これまでショートステイサービスなどを利用したことではなく、家事全般はいつもAさんが行っているため、Cさんは経験したことがない。障害福祉サービス更新の手続きや金銭管理も全てAさんが行っていた。

◎Dさんの状況

東京で仕事をしていると聞いている。ときおりAさんとは会っている様子。詳細は不明。

<経済状況>

収入:Aさん、Bさん、Cさんともに年金を受給中。

Aさんは月額40,000円程、Bさんは月額150,000円程、Cさんは月額65,000円程

資産:AさんとCさんは持家で生活をしている(土地・建物の名義はBさん)

Bさんはその他、田畠や株を所持しているようだが、詳細は不明。

負債:なし

(近況)

### 1. 平成 27 年 10 月 1 日

近所の方が A さんを訪問したところ、自宅で倒れていたところを発見。すでに意識がない状態であった。すぐに救急車を呼び、病院へ搬送された。その状況を近所の方が C さんの通う障害者支援施設へ一報を入れた。

障害者支援施設から上記連絡をうけた障害者相談支援センター職員は、C さんと一緒に急いで病院を訪問し、主治医からの説明をうけた。主治医からは、心筋梗塞を起こして倒れたと思われること、発見までに少し時間がかかっていたこともあり、人工呼吸器をつけることで心臓は動いているが意識不明の重体であることについて説明をうけた。D さんの連絡先は分からぬままであった。

C さんは A さんに家事全般を支援してもらっていたため、一人で生活をしたことがない。そのため、本日からの C さんの生活支援について検討する必要があった。そのため、急遽障害者相談支援センター職員は行政へ連絡をした。

行政や普段通っている障害者支援施設の協力のもと、本日から C さんはグループホームで生活を開始することになった。

### 2. 平成 27 年 10 月 2 日

C さんが生活できる場所はなんとか確保できたものの、C さんの今後の生活（生活場所、生活支援体制、金銭管理）、A さんと B さんの今後の生活を考えていく必要が急遽発生した。そのため、関係機関を集めて会議をすることになった。

参加者：行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、障害者支援施設職員、特別養護老人ホーム職員、

### 3. 平成 27 年 10 月 5 日

- ・行政と包括支援センターの職員の情報によると、A さんは危篤状態からは脱却したものの、依然として意識がもどらない状態である。今後、意識が戻らなくても状態が安定するようであれば、別の場所に転院してほしいと病院側からの意向を聞いている。金銭管理を全て A さんが行っていたこともあり、A さん B さんの銀行口座から預金を引き出すことができないかもしれない。
- ・行政と包括支援センター、障害者支援施設職員と C さんの 4 人で、家のなかをいろいろ探ししてみた。A さんの預金通帳を発見したが、預金残高はほとんどない。不定期で数十万というお金が引き出されている。近所の方の話によると、D さんが無職になっていたようで、お金がなくなると A さんのもとにきて、お金をもらって帰るという生活をしていました。ただ、近所の人にも聞いて D さんが現在いる場所については知らないとのこと。B さんの預金通帳には 500 万円程の預金があった。C さんの預金通帳はみつかったが、印鑑とキャッシュカードは紛失していた。
- ・C さんはグループホームの生活になれず、「早く家に帰りたい」と言っている。

事例検討 グループワークシート

- ① この事例全体の支援課題は何でしょうか？「見立て」をしてみましょう。

	本人の状態像・事実確認	支援ニーズ
Aさん		
Bさん		
Cさん		
Dさん		

②支援計画を立ててみましょう。

支援方針	支援課題	支援方法	支援目標
Aさん			
Bさん			
Cさん			
Dさん			

	本人の状態・状況	支援ニーズ
Aさん	70歳、女性 一切の家事、家族全体の金銭管理を担当 心筋梗塞、意識不明 年金4万円/月	転院対応→福祉サービス利用等 金銭管理 経済的虐待の疑い、
Bさん	75歳、男性 要介護5 言語での意思疎通困難 特別養護老人ホーム入所中 年金15万円/月、預金500万円 自宅の土地・建物所有、その他詳細不明	金銭・財産管理 福祉サービス利用対応
Cさん	50歳、男性 療育手帳B 障害者施設通所 グループホーム入所 年金6万円千円/月 通帳はあるが、印鑑・キャッシュカード紛失	帰宅希望への対応 金銭管理 生活支援 福祉サービスの利用対応
Dさん	東京で仕事をつづく無職！ 居所等詳細は不明 Aさんにお金をおこす心？	生活困窮 経済的虐待の疑い

## 事例解説（小林市）

上田晴男

	支援方針	支援課題	支援方法	支援目標
Aさん	・家族全体の支援と運動した支援チームの形成 ・成年後見の利用支援 ・虐待対応	・入院継続の確保 ・金銭管理 ・当面及び継続的支援者の確保 ・虐待対応	・成年後見制度の利用(Cさん申請) ・社会的支援チームによる当面の生活支援 ・虐待通報	・生活の安定(転院先の確保等) ・後見人等の確保 ・虐待状況の改善
Bさん	・家族全体の支援と運動した支援チームの形成 ・成年後見の利用支援	・入所継続の支援 ・金銭及び財産管理 ・当面及び継続的支援者の確保 ・意向確認	・成年後見制度の利用(Cさん申請) ・社会的支援チームによる当面の生活支援	・後見人等の確保 ・施設利用の確保 ・生活の充実
Cさん	・家族全体の支援と運動した支援チームの形成 ・成年後見の利用支援	・自宅での生活 ・金銭管理 ・当面及び継続的支援者の確保	・成年後見制度の利用(本人申請) ・サービス等利用計画の見直し	・自宅での生活 ・生活の安定 ・後見人等の確保
Dさん	・居所の確認 ・詳細情報の収集 ・意向確認	・生活困窮の改善 ・就労支援	・本人からの連絡 ・キャッチ ・対応担当の設定	・生活の安定 ・家族間の関係性の確保

	支援方針	支援課題	支援方法	支援目標
Aさん	・家族全体の支援と運動した支援チームの形成 ・成年後見の利用支援 ・虐待対応	・入院継続の確保 ・金銭管理 ・当面及び継続的支援者の確保 ・虐待対応	・成年後見制度の利用(Cさん申請) ・社会的支援チームによる当面の生活支援 ・虐待通報	・生活の安定(転院先の確保等) ・後見人等の確保 ・虐待状況の改善
Bさん	・家族全体の支援と運動した支援チームの形成 ・成年後見の利用支援	・入所継続の支援 ・金銭及び財産管理 ・当面及び継続的支援者の確保 ・意向確認	・成年後見制度の利用(Cさん申請) ・社会的支援チームによる当面の生活支援	・後見人等の確保 ・施設利用の確保 ・生活の充実
Cさん	・家族全体の支援と運動した支援チームの形成 ・成年後見の利用支援	・自宅での生活 ・金銭管理 ・当面及び継続的支援者の確保	・成年後見制度の利用(本人申請) ・サービス等利用計画の見直し	・自宅での生活 ・生活の安定 ・後見人等の確保
Dさん	・居所の確認 ・詳細情報の収集 ・意向確認	・生活困窮の改善 ・就労支援	・本人からの連絡 ・キャッチ ・対応担当の設定	・生活の安定 ・家族間の関係性の確保

